

接続料規則等の一部を改正する省令 新旧対照表

○接続料規則（平成十一年郵政省令第六十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
<p>別表第2の1（第6条関係） 正味固定資産価額算定方法</p> <p>定額法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\text{経済的耐用年数}}$ (定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数</p> <p>定額法正味固定資産価額 (n) = (期首定額法正味固定資産価額 (n) + 期末定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2</p> <p>期首定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × (n - 1)、最低残存価額}</p> <p>期末定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × n、最低残存価額}</p> <p>定率法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\text{経済的耐用年数}}$ (定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数</p> <p>定率法正味固定資産価額 (n) = (期首定率法正味固定資産価額 (n) + 期末定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2</p> <p>期首定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 償却率)ⁿ⁻¹、投資額 × 最低残存率}</p> <p>期末定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 償却率)ⁿ、投資額 × 最低残存率}</p> <p>償却率 = 1 - (残存率)^{1 ÷ 法定耐用年数}</p> <p>残存率 = 0.1 とする。</p> <p>なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。</p>		<p>別表第2の1（第6条関係） 正味固定資産価額算定方法</p> <p>定額法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\text{経済的耐用年数}}$ (定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数</p> <p>定額法正味固定資産価額 (n) = (期首定額法正味固定資産価額 (n) + 期末定額法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2</p> <p>期首定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × (n - 1)、最低残存価額}</p> <p>期末定額法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 - ((投資額 - 最低残存価額) ÷ 法定耐用年数) × n、最低残存価額}</p> <p>定率法正味固定資産価額 = $\sum_{n=1}^{\text{経済的耐用年数}}$ (定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 経済的耐用年数</p> <p>定率法正味固定資産価額 (n) = (期首定率法正味固定資産価額 (n) + 期末定率法正味固定資産価額 (n)) ÷ 2</p> <p>期首定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 償却率)ⁿ⁻¹、投資額 × 最低残存率}</p> <p>期末定率法正味固定資産価額 (n) = MAX {投資額 × (1 - 償却率)ⁿ、投資額 × 最低残存率}</p> <p>償却率 = 1 - (残存率)^{1 ÷ 法定耐用年数}</p> <p>残存率 = 0.1 とする。</p> <p>なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。</p>	
設備区分	算定方法	設備区分	算定方法
加入者交換機	<p>1 交換機の設置基準</p> <p>(1) <u>局ごとに、アナログ電話</u>・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数(以下「局別収容回線数」という。) <u>から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数</u>が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。</p> <p>2 局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先交換機の決定</p> <p>(1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域の全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置を帰属させる。</p> <p>(2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域の全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置を帰属させる。</p> <p>(3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、<u>局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置ごとに、局設置遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間又は局設置簡易遠隔収容装置設置局～加入者交換機設置局間の伝送路距離</u>を考慮して局設</p>	<p>加入者交換機</p> <p>1 交換機の設置基準</p> <p>(1) <u>アナログ電話</u>・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数(以下「局別収容回線数」という。)が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ以外の局には局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する。</p> <p>(2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を加入者交換機に置き換える。</p> <p>2 局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先交換機の決定</p> <p>(1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収容回線数の合計が1万2千回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機設置局に当該単位料金区域の全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置を帰属させる。</p> <p>(2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に当該単位料金区域の全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置を帰属させる。</p> <p>(3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、<u>局設置遠隔収容装置～加入者交換機間及び局設置簡易遠隔収容装置～加入者交換機間の光ケーブルの総心 km、加入者交換機～中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等</u>を考慮して局設置遠</p>	

置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先を決定する。

3 設備量の算定

加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のを当該局の加入者交換機ユニット数とする。

なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあっては、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のが1であるときは、これを2とみなす。

- (1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の発着信呼量に各役務の **収容回線数** を乗じたものを個別の最繁忙呼量とし、その最繁忙呼量の合計を当該局の最繁忙呼量とし、最繁忙呼量を加入者交換機の最大処理最繁忙呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の最繁忙呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁忙総呼数とし、その最繁忙総呼数の合計を当該局の最繁忙総呼数とし、最繁忙総呼数を加入者交換機の最大処理最繁忙総呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (3) 局別収容回線数の合計を加入者交換機回線収容率で除したものを当該局の加入者交換機端子数とし、加入者交換機端子数を加入者交換機の最大収容回線数及び混在収容時効率低下係数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (4) 加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数、加入者交換機接続呼中継パス数、局設置遠隔収容装置対向 52Mパス数の合計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とし、加入者交換機中継インタフェース数を加入者交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

4 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。

局ごと加入者交換機投資額

$$\begin{aligned} &= \text{加入者交換機ユニット数} \\ &\quad \times \text{加入者交換機ユニット当たり単価} \\ &+ \text{回線共通投資額} \\ &+ \text{加入者交換機直収電話端子数} \\ &\quad \times \text{加入者交換機直収アナログ電話回線単価} \\ &+ (\text{加入者交換機直収総合デジタル通信端子数} \\ &\quad + \text{PHS端子数}) \\ &\quad \times \text{加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価} \end{aligned}$$

隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先を決定する。

3 設備量の算定

加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のを当該局の加入者交換機ユニット数とする。

なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあっては、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のが1であるときは、これを2とみなす。

- (1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の発着信呼量に各役務の **局別収容回線数** を乗じたものを個別の最繁忙呼量とし、その最繁忙呼量の合計を当該局の最繁忙呼量とし、最繁忙呼量を加入者交換機の最大処理最繁忙呼量で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の最繁忙呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁忙総呼数とし、その最繁忙総呼数の合計を当該局の最繁忙総呼数とし、最繁忙総呼数を加入者交換機の最大処理最繁忙総呼数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (3) 局別収容回線数の合計を加入者交換機回線収容率で除したものを当該局の加入者交換機端子数とし、加入者交換機端子数を加入者交換機の最大収容回線数及び混在収容時効率低下係数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）
- (4) 加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数、加入者交換機接続呼中継パス数、局設置遠隔収容装置対向 52Mパス数の合計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とし、加入者交換機中継インタフェース数を加入者交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）

4 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。

局ごと加入者交換機投資額

$$\begin{aligned} &= \text{加入者交換機ユニット数} \\ &\quad \times \text{加入者交換機ユニット当たり単価} \\ &+ \text{回線共通投資額} \\ &+ \text{加入者交換機直収電話端子数} \\ &\quad \times \text{加入者交換機直収アナログ電話回線単価} \\ &+ (\text{加入者交換機直収総合デジタル通信端子数} \\ &\quad + \text{PHS端子数}) \\ &\quad \times \text{加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価} \end{aligned}$$

	<p>+最繁忙時総呼数×最繁忙時総呼数単価</p> <p>+最繁忙時呼量投資額</p> <p>+対向局設置遠隔収容装置ユニット数 ×局設置遠隔収容装置対向基本部単価</p> <p>+局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス数 ×局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス単価</p> <p>+加入者交換機中継 52Mパス数 ×加入者交換機中継 52Mパス単価</p>		<p>+最繁忙時総呼数×最繁忙時総呼数単価</p> <p>+最繁忙時呼量投資額</p> <p>+対向局設置遠隔収容装置ユニット数 ×局設置遠隔収容装置対向基本部単価</p> <p>+局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス数 ×局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス単価</p> <p>+加入者交換機中継 52Mパス数 ×加入者交換機中継 52Mパス単価</p>
局設置遠隔収容装置	<p>1 局設置遠隔収容装置の設置基準</p> <p><u>局ごとに、局別収容回線数から当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数を除いた回線数</u>が1万2千回線を超えない局のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当する局には局設置簡易遠隔収容装置を、それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ア 局に収容される回線に、メタル電話回線、低速専用線、高速メタル専用線及び光地域IP回線（当該光地域IP回線が当該局～加入者交換機設置局間に設置される伝送装置をメタル電話回線、低速専用線又は高速メタル専用線と共用しない場合に限る。）以外の回線を含まないこと。</p> <p>イ メタル電話回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容電話回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p> <p>ウ 低速専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容低速専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p> <p>エ 高速メタル専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容高速メタル専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>局設置遠隔収容装置設置局ごとに、収容回線数に局設置遠隔収容装置の回線収容率、混在収容時効率低下係数を考慮して局ごと収容回線数を算定する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと局設置遠隔収容装置投資額</p> <p>=局設置遠隔収容装置ユニット投資額</p> <p>+局設置遠隔収容装置収容アナログ電話端子数 ×局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価</p> <p>+（局設置遠隔収容装置収容総合デジタル通信端子数+PHS端子数） ×局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価</p>	局設置遠隔収容装置	<p>1 局設置遠隔収容装置の設置基準</p> <p><u>局別収容回線数</u>が1万2千回線を超えない局のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当する局には局設置簡易遠隔収容装置を、それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。</p> <p>ア 局に収容される回線に、メタル電話回線、低速専用線、高速メタル専用線及び光地域IP回線（当該光地域IP回線が当該局～加入者交換機設置局間に設置される伝送装置をメタル電話回線、低速専用線又は高速メタル専用線と共用しない場合に限る。）以外の回線を含まないこと。</p> <p>イ メタル電話回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容電話回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p> <p>ウ 低速専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容低速専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p> <p>エ 高速メタル専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容高速メタル専用回線数に回線収容率を乗じた値以下であること。</p> <p>2 設備量の算定</p> <p>局設置遠隔収容装置設置局ごとに、収容回線数に局設置遠隔収容装置の回線収容率、混在収容時効率低下係数を考慮して局ごと収容回線数を算定する。</p> <p>3 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置投資額を求め、全ての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと局設置遠隔収容装置投資額</p> <p>=局設置遠隔収容装置ユニット投資額</p> <p>+局設置遠隔収容装置収容アナログ電話端子数 ×局設置遠隔収容装置アナログ電話端子単価</p> <p>+（局設置遠隔収容装置収容総合デジタル通信端子数+PHS端子数） ×局設置遠隔収容装置総合デジタル通信回線単価</p>

	+回線収容部投資額 +中継インタフェース部投資額		+回線収容部投資額 +中継インタフェース部投資額
(略)	(略)	(略)	(略)
き線点遠隔収容装置	<p>1 回線数の算定</p> <p>国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。</p> <p>なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。</p> <p>世帯自県案分率（県、調査区）</p> $= \text{世帯数（県、調査区）} \div \text{総世帯数（調査区）}$ <p>就業者自県案分率（県、調査区）</p> $= \text{就業者数（県、調査区）} \div \text{総就業者数（調査区）}$ <p>(1) 住宅用加入電話回線数</p> $= \text{局ごと住宅用加入電話契約回線数} \div \text{調査区ごと世帯数の局ごと合計} \times \text{調査区ごとの世帯数} \times \text{世帯自県案分率}$ <p>(2) 事務用加入電話回線数</p> $= \text{局ごと事務用加入電話契約回線数} \div \text{調査区ごと就業者数の局ごと合計} \times \text{調査区ごとの就業者数} \times \text{就業者自県案分率}$ <p>(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数</p> $= \text{単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数} \div \text{調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごとの世帯数} \times \text{世帯自県案分率}$ <p>(4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数</p> $= \text{単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数} \div \text{調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごとの就業者数} \times \text{就業者自県案分率}$ <p>(5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数</p> $= \text{単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数} \div \text{調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごとの就業者数} \times \text{就業者自県案分率}$	き線点遠隔収容装置	<p>1 回線数の算定</p> <p>国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。</p> <p>なお、各（県、調査区）につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境の調査区以外では、自県案分率は1となる。</p> <p>世帯自県案分率（県、調査区）</p> $= \text{世帯数（県、調査区）} \div \text{総世帯数（調査区）}$ <p>就業者自県案分率（県、調査区）</p> $= \text{就業者数（県、調査区）} \div \text{総就業者数（調査区）}$ <p>(1) 住宅用加入電話回線数</p> $= \text{局ごと住宅用加入電話契約回線数} \div \text{調査区ごと世帯数の局ごと合計} \times \text{調査区ごとの世帯数} \times \text{世帯自県案分率}$ <p>(2) 事務用加入電話回線数</p> $= \text{局ごと事務用加入電話契約回線数} \div \text{調査区ごと就業者数の局ごと合計} \times \text{調査区ごとの就業者数} \times \text{就業者自県案分率}$ <p>(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数</p> $= \text{単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数} \div \text{調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごとの世帯数} \times \text{世帯自県案分率}$ <p>(4) 事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数</p> $= \text{単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数} \div \text{調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごとの就業者数} \times \text{就業者自県案分率}$ <p>(5) 第二種総合デジタル通信サービス回線数</p> $= \text{単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数} \div \text{調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計} \times \text{調査区ごとの就業者数} \times \text{就業者自県案分率}$

- (6) 第一種公衆電話回線数
 = 単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数
 ÷ 単位料金区域内調査区数 × 世帯自県案分率
- (7) 第一種デジタル公衆電話回線数
 = 単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数
 ÷ 単位料金区域内調査区数 × 世帯自県案分率
- (8) 第二種公衆電話回線数
 = 単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数
 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率
- (9) 第二種デジタル公衆電話回線数
 = 単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数
 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率
- (10) 低速専用線二線式回線数
 = 単位料金区域別低速専用線実績回線数
 × (県別低速専用線二線式実績回線数
 ÷ (県別低速専用線二線式実績回線数
 + 県別低速専用線四線式実績回線数))
 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率
- (11) 低速専用線四線式回線数
 = 単位料金区域別低速専用線実績回線数
 × (県別低速専用線四線式実績回線数
 ÷ (県別低速専用線二線式実績回線数
 + 県別低速専用線四線式実績回線数))
 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率
- (12) 高速メタル専用線回線数
 = 単位料金区域別高速専用線実績回線数
 × (県別高速メタル専用線実績回線数
 ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数
 + 県別高速光専用線実績回線数))
 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率

- (6) 第一種公衆電話回線数
 = 単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数
 ÷ 単位料金区域内調査区数 × 世帯自県案分率
- (7) 第一種デジタル公衆電話回線数
 = 単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数
 ÷ 単位料金区域内調査区数 × 世帯自県案分率
- (8) 第二種公衆電話回線数
 = 単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数
 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率
- (9) 第二種デジタル公衆電話回線数
 = 単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数
 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率
- (10) 低速専用線二線式回線数
 = 単位料金区域別低速専用線実績回線数
 × (県別低速専用線二線式実績回線数
 ÷ (県別低速専用線二線式実績回線数
 + 県別低速専用線四線式実績回線数))
 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率
- (11) 低速専用線四線式回線数
 = 単位料金区域別低速専用線実績回線数
 × (県別低速専用線四線式実績回線数
 ÷ (県別低速専用線二線式実績回線数
 + 県別低速専用線四線式実績回線数))
 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率
- (12) 高速メタル専用線回線数
 = 単位料金区域別高速専用線実績回線数
 × (県別高速メタル専用線実績回線数
 ÷ (県別高速メタル専用線実績回線数
 + 県別高速光専用線実績回線数))
 ÷ 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
 × 調査区ごと就業者数 × 就業者自県案分率

(13) 高速光専用線回線数

$$\begin{aligned} &= \text{単位料金区域別高速専用線実績回線数} \\ &\quad \times (\text{県別高速光専用線実績回線数} \\ &\quad \div (\text{県別高速メタル専用線実績回線数} \\ &\quad \quad + \text{県別高速光専用線実績回線数})) \\ &\quad \div \text{調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計} \\ &\quad \times \text{調査区ごと就業者数} \times \text{就業者自県案分率} \end{aligned}$$

2 き線点～局間伝送路経路の選択

局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものとし、き線点～局間伝送路経路は次の基準により決定する。

- (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。
- (2) 局を起点とし、±45°の傾きの範囲ごとに収容する。
- (3) ±45°の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。
- (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中を通るように敷設する伝送路を設置する。
- (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。
- (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。

3 設備構成選択

き線点～局間伝送路ごとに、次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により、選択不可能なものは除く。

- (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。
- (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
- (3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。
- (4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

4 設備量の算定

- (1) き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたき線点遠隔収容装置のユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニット数とする。

ア メタル電話回線数をき線点遠隔収容装置最大収容電話回線数で除したもの

イ 低速専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数で除したもの

ウ 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数で除したもの

(13) 高速光専用線回線数

$$\begin{aligned} &= \text{単位料金区域別高速専用線実績回線数} \\ &\quad \times (\text{県別高速光専用線実績回線数} \\ &\quad \div (\text{県別高速メタル専用線実績回線数} \\ &\quad \quad + \text{県別高速光専用線実績回線数})) \\ &\quad \div \text{調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計} \\ &\quad \times \text{調査区ごと就業者数} \times \text{就業者自県案分率} \end{aligned}$$

2 き線点～局間伝送路経路の選択

局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものとし、き線点～局間伝送路経路は次の基準により決定する。

- (1) 局を起点とし、東西南北の四方に向けて敷設する。
- (2) 局を起点とし、±45°の傾きの範囲ごとに収容する。
- (3) ±45°の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定する。
- (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中を通るように敷設する伝送路を設置する。
- (5) 伝送路経路選択においては、道路密度・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を選択する。
- (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。

3 設備構成選択

き線点～局間伝送路ごとに、次の組合せの中から、設備管理運営費（減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。）が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により、選択不可能なものは除く。

- (1) 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。
- (2) 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
- (3) 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。
- (4) 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。

4 設備量の算定

- (1) き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたき線点遠隔収容装置のユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニット数とする。

ア メタル電話回線数をき線点遠隔収容装置最大収容電話回線数で除したもの

イ 低速専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数で除したもの

ウ 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数で除したもの

	<p>(2) 局ごとに、当該局に收容されるき線点の、(1)で算定した <u>き線点ごとのき線点遠隔收容装置ユニット数の合計</u> を、当該局の <u>き線点遠隔收容装置ユニット数</u> とし、<u>き線点ごとのき線点遠隔收容装置收容回線数</u> の合計を、当該局のき線点遠隔收容装置收容回線数とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式 ((1)、(2)) により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて求めた局ごとき線点遠隔收容装置投資額のうち最小のものを当該局のき線点遠隔收容装置投資額として全ての局の局ごとき線点遠隔收容装置投資額を合算し、き線点遠隔收容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額</p> $= (\text{局ごとき線点遠隔收容装置ユニット数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置ユニット単価} \\ + \text{局ごと専用線收容装置ユニット数} \\ \times \text{専用線ユニット単価}) \\ \times (\text{局ごとき線点遠隔收容装置收容回線数} \\ \div (\text{局ごとき線点遠隔收容装置收容回線数} \\ + \text{局ごと専用線遠隔收容装置收容回線数})) \\ + \text{局ごとき線点遠隔收容装置收容回線数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置回線単価} \\ + \text{局ごとき線点遠隔收容装置收容アナログ電話回線数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置アナログ電話回線単価} \\ + \text{き線点遠隔收容装置收容総合デジタル通信サービス回線数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置総合デジタル通信サービス回線単価}$ <p>(2) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額</p> $= \text{局ごとき線点遠隔收容装置ユニット数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置ユニット単価} \\ + \text{局ごとき線点遠隔收容装置收容回線数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置回線単価} \\ + \text{局ごとき線点遠隔收容装置收容アナログ電話回線数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置アナログ電話回線単価} \\ + \text{き線点遠隔收容装置收容総合デジタル通信サービス回線数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置総合デジタル通信サービス回線単価}$		<p>(2) 局ごとに、当該局に收容されるき線点の、(1)で算定した <u>き線点遠隔收容装置のユニット数の合計</u> を、当該局の <u>き線点遠隔收容装置のユニット数</u> とし、<u>き線点遠隔收容装置收容回線数</u> の合計を、当該局のき線点遠隔收容装置收容回線数とする。</p> <p>5 投資額の算定</p> <p>次の算定式 ((1)、(2)) により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて求めた局ごとき線点遠隔收容装置投資額のうち最小のものを当該局のき線点遠隔收容装置投資額として全ての局の局ごとき線点遠隔收容装置投資額を合算し、き線点遠隔收容装置投資額を算定する。</p> <p>(1) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額</p> $= (\text{局ごとき線点遠隔收容装置ユニット数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置ユニット単価} \\ + \text{局ごと専用線收容装置ユニット数} \\ \times \text{専用線ユニット単価}) \\ \times (\text{局ごとき線点遠隔收容装置收容回線数} \\ \div (\text{局ごとき線点遠隔收容装置收容回線数} \\ + \text{局ごと専用線遠隔收容装置收容回線数})) \\ + \text{局ごとき線点遠隔收容装置收容回線数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置回線単価} \\ + \text{局ごとき線点遠隔收容装置收容アナログ電話回線数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置アナログ電話回線単価} \\ + \text{き線点遠隔收容装置收容総合デジタル通信サービス回線数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置総合デジタル通信サービス回線単価}$ <p>(2) 局ごとき線点遠隔收容装置投資額</p> $= \text{局ごとき線点遠隔收容装置ユニット数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置ユニット単価} \\ + \text{局ごとき線点遠隔收容装置收容回線数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置回線単価} \\ + \text{局ごとき線点遠隔收容装置收容アナログ電話回線数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置アナログ電話回線単価} \\ + \text{き線点遠隔收容装置收容総合デジタル通信サービス回線数} \\ \times \text{き線点遠隔收容装置総合デジタル通信サービス回線単価}$
(略)	(略)	(略)	(略)
消防警察トランク	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに、当該局が2万回線未満の局別收容回線数を收容する場合</p>	消防警察トランク	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 加入者交換機設置局ごとに、当該局が2万回線未満の局別收容回線数を收容する場合</p>

	<p>は、当該局の消防警察トランクの必要設備量は2とする。2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を引いた後、1万で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値を当該局の消防警察トランク必要数とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。</p> <p>(2) 局設置遠隔収容装置設置局又は局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、消防警察トランクの必要設備量を2とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。</p> <p>(3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク必要数及び当該局に帰属する全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局の消防警察トランク必要数を加えたものを当該局の消防警察トランク数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の消防警察トランク架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した消防警察トランク数及び消防警察トランク架数を用いて局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局の局ごと消防警察トランク投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。</p> <p>局ごと消防警察トランク投資額</p> $= \text{消防警察トランク数} \times \text{消防警察トランク単価} + \text{消防警察トランク架数} \times \text{消防警察トランク搭載架単価}$		<p>は、当該局の消防警察トランクの必要設備量は2とする。2万回線以上の場合は、当該回線数から2万を引いた後、1万で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）に2を加えた値を当該局の消防警察トランク必要数とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。</p> <p>(2) 局設置遠隔収容装置設置局又は局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、消防警察トランクの必要設備量を2とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。</p> <p>(3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク必要数及び当該局に帰属する全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局の消防警察トランク必要数を加えたものを当該局の消防警察トランク数とする。</p> <p>(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架最大搭載数で除した商（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局の消防警察トランク架数とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した消防警察トランク数及び消防警察トランク架数を用いて局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局の局ごと消防警察トランク投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。</p> <p>局ごと消防警察トランク投資額</p> $= \text{消防警察トランク数} \times \text{消防警察トランク単価} + \text{消防警察トランク架数} \times \text{消防警察トランク搭載架単価}$
(略)	(略)	(略)	(略)
光ケーブル成端架	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に直接光回線で収容される回線数に回線当たり心線数を乗じてき線回線予備率分を加算したもの、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものに光予備心線数を加算したものと及び中継系電話用心線数の合計を光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>(2) (1)の心線数を光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を光ケーブル成端架（大型）架数とする。光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数に光ケーブル成端架（大型）架数を乗じたものを、光ケーブル成端架（大型）心線数とする。</p> <p>(3) (1)の光ケーブル成端架心線数から(2)で求めた光ケーブル成端架（大型）心線数を引いたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架（中型）架</p>	光ケーブル成端架	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、当該局に直接光回線で収容される回線数に回線当たり心線数を乗じてき線回線予備率分を加算したもの、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものに光予備心線数を加算したものと及び中継系電話用心線数の合計を光ケーブル成端架心線数とする。</p> <p>(2) (1)の心線数を光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り捨てるものとする。）を光ケーブル成端架（大型）架数とする。光ケーブル成端架（大型）架当たり心線数に光ケーブル成端架（大型）架数を乗じたものを、光ケーブル成端架（大型）心線数とする。</p> <p>(3) (1)の光ケーブル成端架心線数から(2)で求めた光ケーブル成端架（大型）心線数を引いたものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架（中型）架</p>

	+光ケーブル成端架（小型1）架数 ×光ケーブル成端架（小型1）架当たり単価 +光ケーブル成端架（小型1）心線数 ×光ケーブル成端架（小型1）心線当たり単価		+光ケーブル成端架（小型1）架数 ×光ケーブル成端架（小型1）架当たり単価 +光ケーブル成端架（小型1）心線数 ×光ケーブル成端架（小型1）心線当たり単価
(略)	(略)	(略)	(略)
中継系光ケーブル	<p>1 局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定</p> <p>局設置簡易遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔收容装置ユニット数及び当該局に設置する局設置簡易遠隔收容装置ユニット数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。</p> <p>2 局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定</p> <p>局設置遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔收容装置ユニット数及び当該局に必要となる多重変換装置数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。</p> <p>3 交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定</p> <p>網構成（交換機設置局間の伝送路の構成）ごとに、必要となる伝送装置の量を勘案し、必要なケーブル設備量を算定し、交換機設置局ごとに必要となる伝送容量に応じて設備量を帰属する。</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、局ごとに光ケーブル心 km 及び光ケーブル延長 km の合計を求め、次の算定式により、局ごと光ケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごとの光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額</p> $= \text{中継系架空光ケーブル心 km} \times \text{中継系架空光ケーブル心 km 単価} + \text{中継系架空光ケーブル延長 km} \times \text{中継系架空光ケーブル延長 km 単価} + \text{中継系地下光ケーブル心 km} \times \text{中継系地下光ケーブル心 km 単価} + \text{中継系地下光ケーブル延長 km} \times \text{中継系地下光ケーブル延長 km 単価}$	中継系光ケーブル	<p>1 局設置簡易遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定</p> <p>局設置簡易遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔收容装置ユニット数及び当該局に設置する局設置簡易遠隔收容装置ユニット数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。</p> <p>2 局設置遠隔收容装置設置局～加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定</p> <p>局設置遠隔收容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔收容装置ユニット数及び当該局に必要となる多重変換装置数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。</p> <p>3 交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定</p> <p>網構成（交換機設置局間の伝送路の構成）ごとに、必要となる伝送装置の量を勘案し、必要なケーブル設備量を算定し、交換機設置局ごとに必要となる伝送容量に応じて設備量を帰属する。</p> <p>4 投資額の算定</p> <p>前項の規定に基づき算定した設備量を基に、局ごとに光ケーブル心 km 及び光ケーブル延長 km の合計を求め、次の算定式により、局ごと光ケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごとの光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。</p> <p>局ごと光ケーブル投資額</p> $= \text{中継系架空光ケーブル心 km} \times \text{中継系架空光ケーブル心 km 単価} + \text{中継系架空光ケーブル延長 km} \times \text{中継系架空光ケーブル延長 km 単価} + \text{中継系地下光ケーブル心 km} \times \text{中継系地下光ケーブル心 km 単価} + \text{中継系地下光ケーブル延長 km} \times \text{中継系地下光ケーブル延長 km 単価}$
海底光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として海底光ケーブルが指定されている局間の海底光ケーブル設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合、当該区間は有中継</p>	海底光ケーブル	<p>1 設備量の算定</p> <p>区間設備として海底光ケーブルが指定されている局間の海底光ケーブル設備量を以下の手順で算定する。</p> <p>(1) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合、当該区間は有中継</p>

海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心 km とする。また、必要心線数から有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を有中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル残り心線心 km とする。

(2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局間の無中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の無中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを、無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線心 km とする。また、必要心線数から無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を無中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル残り心線心 km とする。

(3) (1)及び(2)で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二分の一ずつに案分する。

2 投資額の算定

局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心 km 及び無中継海底光ケーブル心 km をそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、全ての局の局ごと有中継海底光ケーブル投資額と無中継海底光ケーブル投資額を合算して、海底光ケーブル投資額を算定する。

$$\begin{aligned}
 & \text{局ごと有中継海底光ケーブル投資額} \\
 & = \text{有中継海底光ケーブル心 km} \\
 & \quad \times \text{有中継海底光ケーブル心 km 単価} \\
 & + \text{有中継海底光ケーブル延長 km} \\
 & \quad \times \text{有中継海底光ケーブル延長 km 単価}
 \end{aligned}$$

海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心 km とする。また、必要心線数から有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を有中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケーブル残り心線心 km とする。

(2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を当該局間の無中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の無中継海底光ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じたものを、無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線心 km とする。また、必要心線数から無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を無中継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケーブル残り心線心 km とする。

(3) (1)及び(2)で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二分の一ずつに案分する。

2 投資額の算定

局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心 km 及び無中継海底光ケーブル心 km をそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、全ての局の局ごと有中継海底光ケーブル投資額と無中継海底光ケーブル投資額を合算して、海底光ケーブル投資額を算定する。

$$\begin{aligned}
 & \text{局ごと有中継海底光ケーブル投資額} \\
 & = \text{有中継海底光ケーブル心 km} \\
 & \quad \times \text{有中継海底光ケーブル心 km 単価} \\
 & + \text{有中継海底光ケーブル延長 km} \\
 & \quad \times \text{有中継海底光ケーブル延長 km 単価}
 \end{aligned}$$

	<p>局ごと無中継海底光ケーブル投資額</p> <p>=無中継海底光ケーブル心 km</p> <p>×無中継海底光ケーブル心 km 単価</p> <p>+無中継海底光ケーブル延長 km</p> <p>×無中継海底光ケーブル延長 km 単価</p>		<p>局ごと無中継海底光ケーブル投資額</p> <p>=無中継海底光ケーブル心 km</p> <p>×無中継海底光ケーブル心 km 単価</p> <p>+無中継海底光ケーブル延長 km</p> <p>×無中継海底光ケーブル延長 km 単価</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
加入系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長 km とする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当該敷設区間の管路条 km 及びインナーパイプ延長 km とし、局ごとに合算したものを当該局の管路条 km 及びインナーパイプ延長 km とする。なお、管路亘長 km、管路条 km からは、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックスを適用した区間は控除する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路亘長 km 及び管路条 km を用い局ごと管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと管路投資額</p> <p>=加入系管路条 km×加入系管路条 km 当たり単価</p> <p>+加入系管路亘長 km×加入系管路亘長 km 当たり単価</p> <p>+インナーパイプ延長 km×インナーパイプ延長 km 当たり単価</p>	加入系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長 km とする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当該敷設区間の管路条 km 及びインナーパイプ延長 km とし、局ごとに合算したものを当該局の管路条 km 及びインナーパイプ延長 km とする。なお、管路亘長 km、管路条 km からは、中口径管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックスを適用した区間は控除する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路亘長 km 及び管路条 km を用い局ごと管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと管路投資額</p> <p>=加入系管路条 km×加入系管路条 km 当たり単価</p> <p>+加入系管路亘長 km×加入系管路亘長 km 当たり単価</p> <p>+インナーパイプ延長 km×インナーパイプ延長 km 当たり単価</p>
中継系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>都道府県ごとに、中継系地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長 km とする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する中継系地下光ケーブルの設備量を勘案して管路の敷設条数を算定する。中継系地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の管路条 km とし、都道府県ごとに合算したものを当該局の管路条 km とする。なお、管路亘長 km、管路条 km からは、中口径管路、共同溝、とう道を適用した区間は控除する。局の中継容量に応じて、局ごとの管路亘長 km、管路条 km を算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路亘長 km 及び管路条 km を用い局ごと管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。こ</p>	中継系管路	<p>1 設備量の算定</p> <p>都道府県ごとに、中継系地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長 km とする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する中継系地下光ケーブルの設備量を勘案して管路の敷設条数を算定する。中継系地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程に管路の敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の管路条 km とし、都道府県ごとに合算したものを当該局の管路条 km とする。なお、管路亘長 km、管路条 km からは、中口径管路、共同溝、とう道を適用した区間は控除する。局の中継容量に応じて、局ごとの管路亘長 km、管路条 km を算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路亘長 km 及び管路条 km を用い局ごと管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。こ</p>

	<p>の場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと管路投資額</p> $= \text{中継系管路条 km} \times \text{中継系管路条 km 当たり単価}$ $+ \text{中継系管路亘長 km} \times \text{中継系管路亘長 km 当たり単価}$		<p>の場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと管路投資額</p> $= \text{中継系管路条 km} \times \text{中継系管路条 km 当たり単価}$ $+ \text{中継系管路亘長 km} \times \text{中継系管路亘長 km 当たり単価}$
(略)	(略)	(略)	(略)
加入系とう道	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長 km にき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道亘長 km とする。</p> <p>(2) とう道亘長 km から、中継系とう道亘長 km を控除して、加入系とう道亘長 km を算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系とう道亘長 km を用い、次の算定式により、局ごと加入系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系とう道投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系とう道投資額</p> $= \text{加入系とう道亘長 km} \times \text{とう道亘長 km 当たり単価}$	加入系とう道	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長 km にき線とう道適用率を乗じたものをき線とう道亘長 km とする。</p> <p>(2) とう道亘長 km から、中継系とう道亘長 km を控除して、加入系とう道亘長 km を算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系とう道亘長 km を用い、次の算定式により、局ごと加入系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系とう道投資額を合算し、加入系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと加入系とう道投資額</p> $= \text{加入系とう道亘長 km} \times \text{とう道亘長 km 当たり単価}$
中継系とう道	<p>1 設備量の算定</p> <p>とう道亘長 km に、中継系管路条数比率を乗じて、中継系とう道亘長 km を算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系とう道亘長 km を用い、次の算定式により、局ごと中継系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと中継系とう道投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系とう道投資額</p> $= \text{中継系とう道亘長 km} \times \text{とう道亘長 km 当たり単価}$	中継系とう道	<p>1 設備量の算定</p> <p>とう道亘長 km に、中継系管路条数比率を乗じて、中継系とう道亘長 km を算定する。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系とう道亘長 km を用い、次の算定式により、局ごと中継系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと中継系とう道投資額を合算し、中継系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。</p> <p>局ごと中継系とう道投資額</p> $= \text{中継系とう道亘長 km} \times \text{とう道亘長 km 当たり単価}$
(略)	(略)	(略)	(略)
中継交換機	<p>1 設備量の算定</p> <p>中継交換機設置局ごとに、(1)から(4)までにより求めた中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の中継交換機ユニット数とする。</p> <p>(1) 県間最繁時呼量（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼量の合計を2で除したものをいう。）、県内最繁時呼量（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼量の合計を4で除したものをいう。）、中継交換機渡り県間最繁時呼量（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものをいう。）、<u>中継交換機渡り県内自局外最繁時呼量</u>（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量を4で除したものをいう。）<u>及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量（当該局の中</u></p>	中継交換機	<p>1 設備量の算定</p> <p>中継交換機設置局ごとに、(1)から(4)までにより求めた中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該局の中継交換機ユニット数とする。</p> <p>(1) 県間最繁時呼量（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼量の合計を2で除したものをいう。）、県内最繁時呼量（当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼量の合計を4で除したものをいう。）、中継交換機渡り県間最繁時呼量（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものをいう。）、<u>及び中継交換機渡り県内自局外呼量</u>（同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量を4で除したものをいう。）の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大</p>

継交換機を経由する通信に係る呼量のうち加入者交換機を経由しないものをいう。(3)及び(4)において同じ。)の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大処理最繁時呼量で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) 県間最繁時総呼数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼数の合計を2で除したものと)、県内最繁時総呼数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼数の合計を4で除したものと)、中継交換機渡り県間最繁時総呼数(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものと)、中継交換機渡り県内自局外最繁時総呼数(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計を4で除したものと)、及び中継交換機を経由する通信に係る最繁時総呼数(当該局の中継交換機を経由する通信に係る呼数のうち加入者交換機を経由しないものをいう。)の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を中継交換機の最大処理最繁時総呼数で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、中継交換機設置局の自局設置相互接続点对向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点对向1.5Mパス数 を合計したもの)の合計を 52Mパス単位に変換したものに中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mパス数を加算し、更にチャンネル数に変換したものを当該局の中継交換機チャンネル数とし、中継交換機チャンネル数を中継交換機の最大収容回線数で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、中継交換機設置局の自局設置相互接続点对向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点对向1.5Mパス数 を合計したもの)を合計し52Mパス単位に変換したものを に中継交換機を経由する通信に係る最繁時呼量を基に算出した52Mパス数を加算したものを中継交換機に収容する総中継インタフェース数とし、この総中継インタフェース数を中継交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

2 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数等を用いて局ごと中継交換機投資額を求め、全ての中継交換機設置局の局ごと中継交換機投資額を合算し、中継交換機投資額を算定する。

処理最繁時呼量で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(2) 県間最繁時総呼数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼数の合計を2で除したものと)、県内最繁時総呼数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外呼数の合計を4で除したものと)、中継交換機渡り県間最繁時総呼数(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計に中継区域内中継交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものと)、及び中継交換機渡り県内自局外呼数(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計を4で除したものと)の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を中継交換機の最大処理最繁時総呼数で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、及び中継交換機設置局の自局設置相互接続点对向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点对向1.5Mパス数 に合計したもの)の合計を 52Mパス単位に変換し、更にチャンネル数に変換したものを当該局の中継交換機チャンネル数とし、中継交換機チャンネル数を中継交換機の最大収容回線数で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

(4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け1.5Mパス数を合計したもの)、及び中継交換機設置局の自局設置相互接続点对向1.5Mパス数(当該局の中継伝送機能利用事業者相互接続点对向1.5Mパス数 に合計したもの)を合計し52Mパス単位に変換したものを中継交換機に収容する総中継インタフェース数とし、この総中継インタフェース数を中継交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したものと(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)

2 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数等を用いて局ごと中継交換機投資額を求め、全ての中継交換機設置局の局ごと中継交換機投資額を合算し、中継交換機投資額を算定する。

	<p>局ごと中継交換機投資額</p> <p>= 中継交換機ユニット数 × 中継交換機ユニット当たり単価</p> <p>+ 中継交換機低速パス数 × 中継交換機低速パス単価</p> <p>+ 中継交換機 52Mパス数 × 中継交換機 52Mパス単価</p> <p>+ 最繁時総呼数 × 最繁時総呼数単価</p> <p>+ 最繁時呼量 × 最繁時呼量単価</p>		<p>局ごと中継交換機投資額</p> <p>= 中継交換機ユニット数 × 中継交換機ユニット当たり単価</p> <p>+ 中継交換機低速パス数 × 中継交換機低速パス単価</p> <p>+ 中継交換機 52Mパス数 × 中継交換機 52Mパス単価</p> <p>+ 最繁時総呼数 × 最繁時総呼数単価</p> <p>+ 最繁時呼量 × 最繁時呼量単価</p>
(略)	(略)	(略)	(略)
電力設備（発電装置）	<p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に、整流器 1 ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要容量及び交流無停電電源装置（200V）の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。</p> <p>(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備発電容量とする。</p> <p>(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの発電装置規格容量で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を発電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように発電装置の種別を選択する。選択した発電装置規格容量の合計を当該局の発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い局ごと発電装置投資額を求め、その合計を当該局の発電装置投資額とし、全ての局の局ごと発電装置投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと発電装置投資額</p> <p>= 発電装置所要容量</p> <p>× 発電装置単位容量当たり取得単価</p>	<p>電力設備（発電装置）</p> <p>1 設備量の算定</p> <p>(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に、整流器 1 ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置発電容量とする。</p> <p>(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置（100V）の所要容量及び交流無停電電源装置（200V）の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。</p> <p>(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当該局の空調設備容量とする。</p> <p>(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たりの建物付帯設備発電電力容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備発電容量とする。</p> <p>(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの発電装置規格容量で除したものの（1に満たない端数は、切り上げるものとする。）を発電装置数とする。この場合において、投資額が最低となるように発電装置の種別を選択する。選択した発電装置規格容量の合計を当該局の発電装置所要容量とする。</p> <p>2 投資額の算定</p> <p>局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い局ごと発電装置投資額を求め、その合計を当該局の発電装置投資額とし、全ての局の局ごと発電装置投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。</p> <p>局ごと発電装置投資額</p> <p>= 発電装置所要容量</p> <p>× 発電装置単位容量当たり取得単価</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)
機械室建物	<p>1 RT-BOX以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからツの手順で求めた面積の合計を、当該局のネットワーク設備面積とする。</p> <p>ア 局設置遠隔収容装置基本部面積に、局設置遠隔収容装置 1 台当たり収容回線数を局設置遠隔収容装置単位面積当たり最大収容回線数で除したものの（1に満たない端数</p>	機械室建物	<p>1 RT-BOX以外の局の機械室建物の設備量の算定</p> <p>(1) 局ごとに、次のアからツの手順で求めた面積の合計を、当該局のネットワーク設備面積とする。</p> <p>ア 局設置遠隔収容装置基本部面積に、局設置遠隔収容装置 1 台当たり収容回線数を局設置遠隔収容装置単位面積当たり最大収容回線数で除したものの（1に満たない端数</p>

<p>は、切り上げるものとする。)に局設置遠隔収容装置単位面積を乗じたものを加え、局設置遠隔収容装置台数を乗じたもの</p> <p>イ 加入者交換機基本部面積に、加入者交換機1台当たり収容回線数を加入者交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に加入者交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、加入者交換機台数を乗じたもの</p> <p>ウ 中継交換機基本部面積に、中継交換機1台当たり収容回線数を中継交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、中継交換機台数を乗じたもの</p> <p>エ 伝送装置の種別ごとに当該装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを算定し、全種別の面積を合計したもの</p> <p>オ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものに、無線送受信装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを加えたもの</p> <p>カ 衛星通信設備のTDMA装置、衛星送受信装置及び衛星回線制御装置のそれぞれの架数に当該装置の架当たり面積を乗じて合算したもの</p> <p>キ クロック供給装置の架数にクロック供給装置の架当たり面積を乗じたもの</p> <p>ク 中間中継伝送装置の架数に中間中継伝送装置の架当たり面積を乗じたもの</p> <p>ケ 海底中間中継伝送装置給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの</p> <p>コ 信号用中継交換機基本部面積に、信号用中継交換機1台当たり収容リンク数を信号用中継交換機収容架単位面積当たり最大収容リンク数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に信号用中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、信号用中継交換機台数を乗じたもの</p> <p>サ 主配線盤収容回線数にき線回線予備率分を加算したものを、10,000で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に10,000端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの</p> <p>シ 当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数(当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局に帰属するき線点遠隔収容装置数を含む。)にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものを加入者系半固定パス伝送装置単位面積当たり最大収容端子数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に加入者系半固定パス伝送装置単位面積を乗じたもの</p> <p>ス 光ケーブル成端架収容端子数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に光ケーブル成端架単位面積を乗じたもの</p>	<p>は、切り上げるものとする。)に局設置遠隔収容装置単位面積を乗じたものを加え、局設置遠隔収容装置台数を乗じたもの</p> <p>イ 加入者交換機基本部面積に、加入者交換機1台当たり収容回線数を加入者交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に加入者交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、加入者交換機台数を乗じたもの</p> <p>ウ 中継交換機基本部面積に、中継交換機1台当たり収容回線数を中継交換機収容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、中継交換機台数を乗じたもの</p> <p>エ 伝送装置の種別ごとに当該装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを算定し、全種別の面積を合計したもの</p> <p>オ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものに、無線送受信装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを加えたもの</p> <p>カ 衛星通信設備のTDMA装置、衛星送受信装置及び衛星回線制御装置のそれぞれの架数に当該装置の架当たり面積を乗じて合算したもの</p> <p>キ クロック供給装置の架数にクロック供給装置の架当たり面積を乗じたもの</p> <p>ク 中間中継伝送装置の架数に中間中継伝送装置の架当たり面積を乗じたもの</p> <p>ケ 海底中間中継伝送装置給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり面積を乗じたもの</p> <p>コ 信号用中継交換機基本部面積に、信号用中継交換機1台当たり収容リンク数を信号用中継交換機収容架単位面積当たり最大収容リンク数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に信号用中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、信号用中継交換機台数を乗じたもの</p> <p>サ 主配線盤収容回線数にき線回線予備率分を加算したものを、10,000で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に10,000端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの</p> <p>シ 当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数(当該局に帰属する局設置遠隔収容装置設置局に帰属するき線点遠隔収容装置数を含む。)にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものを加入者系半固定パス伝送装置単位面積当たり最大収容端子数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に加入者系半固定パス伝送装置単位面積を乗じたもの</p> <p>ス 光ケーブル成端架収容端子数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に光ケーブル成端架単位面積を乗じたもの</p>
---	---

<p>セ 消防警察トランクの架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの</p> <p>ソ 警察消防用回線集約装置の架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの</p> <p>タ 総合監視面積及び試験受付面積の合計</p> <p>チ 次の(ア)から(エ)までの中で最大のもの（更改のための面積を確保）</p> <p>(ア) 局設置遠隔収容装置 1 台当たり所要面積</p> <p>(イ) 加入者交換機 1 台当たり所要面積</p> <p>(ウ) 中継交換機 1 台当たり所要面積</p> <p>(エ) 信号用中継交換機 1 台当たり所要面積</p> <p>ツ 伝送装置の種類別の 1 アイランド当たり所要面積の中で最大のもの</p> <p>(2) 局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を、当該局の電力設備面積とする。</p> <p>ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計</p> <p>イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの</p> <p>ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池面積を乗じたものの合計</p> <p>オ 受電装置種別ごとに、受電装置数に受電装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>カ 発電装置種別ごとに、発電装置数に発電装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>キ 小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>ク 整流装置 1 台分の面積、局内の最大容量の交流無停電電源装置 1 台分の面積、1 系統に蓄電池が 1 組だけ設置されている場合の整流装置及び交流無停電電源装置の蓄電池 1 組分の面積、受電装置種別ごとの受電装置数に受電装置更改面積を乗じたものの合計又は小規模局用電源装置 1 台分の面積の合計（更改のための面積を確保）</p> <p>(3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を、当該局の空調設備面積とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1)サで算定した面積を、当該局のケーブル室面積とする。</p> <p>(5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1 から建物付帯設備面積付加係数を減じたものを建物付帯設備面積付加係数で除したものを乗じて、当該局の建物付帯設備面積とする。</p> <p>(6) (1)から(5)までで算定したネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を、当該局の機械室建物面積とする。</p> <p>2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定 RT-BOX数を 1 とする。</p> <p>3 投資額の算定</p>	<p>セ 消防警察トランクの架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの</p> <p>ソ 警察消防用回線集約装置の架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの</p> <p>タ 総合監視面積及び試験受付面積の合計</p> <p>チ 次の(ア)から(エ)までの中で最大のもの（更改のための面積を確保）</p> <p>(ア) 局設置遠隔収容装置 1 台当たり所要面積</p> <p>(イ) 加入者交換機 1 台当たり所要面積</p> <p>(ウ) 中継交換機 1 台当たり所要面積</p> <p>(エ) 信号用中継交換機 1 台当たり所要面積</p> <p>ツ 伝送装置の種類別の 1 アイランド当たり所要面積の中で最大のもの</p> <p>(2) 局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を、当該局の電力設備面積とする。</p> <p>ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計</p> <p>イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの</p> <p>ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池面積を乗じたものの合計</p> <p>オ 受電装置種別ごとに、受電装置数に受電装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>カ 発電装置種別ごとに、発電装置数に発電装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>キ 小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計</p> <p>ク 整流装置 1 台分の面積、局内の最大容量の交流無停電電源装置 1 台分の面積、1 系統に蓄電池が 1 組だけ設置されている場合の整流装置及び交流無停電電源装置の蓄電池 1 組分の面積、受電装置種別ごとの受電装置数に受電装置更改面積を乗じたものの合計又は小規模局用電源装置 1 台分の面積の合計（更改のための面積を確保）</p> <p>(3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を、当該局の空調設備面積とする。</p> <p>(4) 局ごとに、(1)サで算定した面積を、当該局のケーブル室面積とする。</p> <p>(5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積の合計に、1 から建物付帯設備面積付加係数を減じたものを建物付帯設備面積付加係数で除したものを乗じて、当該局の建物付帯設備面積とする。</p> <p>(6) (1)から(5)までで算定したネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を、当該局の機械室建物面積とする。</p> <p>2 RT-BOXの機械室建物の設備量の算定 RT-BOX数を 1 とする。</p> <p>3 投資額の算定</p>
---	---

	<p>局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積又はRT-BOX単価を用い局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局の局ごと機械室建物投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。</p> <p>局ごと機械室建物投資額 =機械室建物面積×機械室建物建設単価 又は 局ごと機械室建物投資額=RT-BOX単価</p>		<p>局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積又はRT-BOX単価を用い局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局の局ごと機械室建物投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。</p> <p>局ごと機械室建物投資額 =機械室建物面積×機械室建物建設単価 又は 局ごと機械室建物投資額=RT-BOX単価</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

メタルケーブル（大）最大規格対数	600	対
加入系光ケーブル規格心数(1)	8	心
加入系光ケーブル規格心数(2)	16	心
加入系光ケーブル規格心数(3)	24	心
加入系光ケーブル規格心数(4)	32	心
加入系光ケーブル規格心数(5)	40	心
加入系光ケーブル規格心数(6)	60	心
加入系光ケーブル規格心数(7)	80	心
加入系光ケーブル規格心数(8)	100	心
加入系光ケーブル規格心数(9)	120	心
加入系光ケーブル規格心数(10)	160	心
加入系光ケーブル規格心数(11)	200	心
加入系光ケーブル規格心数(12)	300	心
加入系光ケーブル規格心数(13)	400	心
加入系光ケーブル規格心数(14)	500	心
加入系光ケーブル規格心数(15)	600	心
加入系光ケーブル規格心数(16)	800	心
加入系光ケーブル規格心数(17)	1,000	心
加入系電柱間隔	0.035	km
配線回線予備率	0.026	—
加入系光予備心数	4	心
区画戸建最大回線数	31.25	—
メタルケーブル（小）最大伝送距離	2	km
メタルケーブル（中）最大伝送距離	4	km
メタルケーブル（大）最大伝送距離	7	km
メタルケーブル（小）最大規格対数（架空）	400	対
メタルケーブル（中）最大規格対数（架空）	400	対
メタルケーブル（大）最大規格対数（架空）	200	対
加入系光ケーブル最大規格心数	1,000	心
加入系光ケーブル最大規格心数（架空）	200	心
メタルケーブル（小）径(1)	11	mm
メタルケーブル（小）径(2)	11	mm
メタルケーブル（小）径(3)	12	mm
メタルケーブル（小）径(4)	14	mm
メタルケーブル（小）径(5)	16	mm
メタルケーブル（小）径(6)	19	mm
メタルケーブル（小）径(7)	23	mm
メタルケーブル（小）径(8)	30	mm
メタルケーブル（小）径(9)	35	mm
メタルケーブル（小）径(10)	39	mm
メタルケーブル（小）径(11)	43	mm
メタルケーブル（小）径(12)	47	mm
メタルケーブル（小）径(13)	50	mm
メタルケーブル（小）径(14)	53	mm
メタルケーブル（小）径(15)	56	mm
メタルケーブル（小）径(16)	59	mm
メタルケーブル（小）径(17)	63	mm
メタルケーブル（小）径(18)	70	mm
メタルケーブル（中）径(1)	13	mm
メタルケーブル（中）径(2)	14	mm

メタルケーブル（大）最大規格対数	600	対
加入系光ケーブル規格心数(1)	8	心
加入系光ケーブル規格心数(2)	16	心
加入系光ケーブル規格心数(3)	24	心
加入系光ケーブル規格心数(4)	32	心
加入系光ケーブル規格心数(5)	40	心
加入系光ケーブル規格心数(6)	60	心
加入系光ケーブル規格心数(7)	80	心
加入系光ケーブル規格心数(8)	100	心
加入系光ケーブル規格心数(9)	120	心
加入系光ケーブル規格心数(10)	160	心
加入系光ケーブル規格心数(11)	200	心
加入系光ケーブル規格心数(12)	300	心
加入系光ケーブル規格心数(13)	400	心
加入系光ケーブル規格心数(14)	500	心
加入系光ケーブル規格心数(15)	600	心
加入系光ケーブル規格心数(16)	800	心
加入系光ケーブル規格心数(17)	1,000	心
加入系電柱間隔	0.035	km
配線回線予備率	0.026	—
加入系光予備心数	4	心
区画戸建最大回線数	31.25	—
メタルケーブル（小）最大伝送距離	2	km
メタルケーブル（中）最大伝送距離	4	km
メタルケーブル（大）最大伝送距離	7	km
メタルケーブル（小）最大規格対数（架空）	400	対
メタルケーブル（中）最大規格対数（架空）	400	対
メタルケーブル（大）最大規格対数（架空）	200	対
加入系光ケーブル最大規格心数	1,000	心
加入系光ケーブル最大規格心数（架空）	200	心
メタルケーブル（小）径(1)	11	mm
メタルケーブル（小）径(2)	11	mm
メタルケーブル（小）径(3)	12	mm
メタルケーブル（小）径(4)	14	mm
メタルケーブル（小）径(5)	16	mm
メタルケーブル（小）径(6)	19	mm
メタルケーブル（小）径(7)	23	mm
メタルケーブル（小）径(8)	30	mm
メタルケーブル（小）径(9)	35	mm
メタルケーブル（小）径(10)	39	mm
メタルケーブル（小）径(11)	43	mm
メタルケーブル（小）径(12)	47	mm
メタルケーブル（小）径(13)	50	mm
メタルケーブル（小）径(14)	53	mm
メタルケーブル（小）径(15)	56	mm
メタルケーブル（小）径(16)	59	mm
メタルケーブル（小）径(17)	63	mm
メタルケーブル（小）径(18)	70	mm
メタルケーブル（中）径(1)	13	mm
メタルケーブル（中）径(2)	14	mm

き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線
き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線
き線点遠隔収容装置当たり必要心数	4	心
き線点遠隔収容装置収容配線最大長	7	km
き線点遠隔収容装置設置最小回線数	400	回線
き線点遠隔収容装置収容率	0.965	—
き線回線予備率	0.116	—
配線光予備心線数	2	心
引込ビル数算定式二次係数	—0.0000007	—
引込ビル数算定式一次係数	0.0319	—
引込ビル数算定式定数	0	—
き線点遠隔収容装置から加入者交換機間中継伝送路年経費	10,000,000	円
き線管路総延長	<u>137,273</u>	km
自治体管路総延長	<u>39</u>	km
電線共同溝総延長	<u>1,508</u>	km
情報ボックス総延長	<u>8,339</u>	km
配線自治体管路適用率	0.02275	—
配線電線共同溝適用率	0.10725	—
配線情報ボックス適用率	0	—
<u>き線点遠隔収容装置帰属先局舎種別判別値</u>	<u>15,000</u>	<u>回線</u>
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	—
時間帯パラメータ（アナログ電話）	1	—
時間帯パラメータ（総合デジタル通信サービス）	1	—
時間帯パラメータ（PHS）	1	—
呼完了率（アナログ電話）	0.7	—
呼完了率（総合デジタル通信網サービス）	0.7	—
呼完了率（PHS）	0.7	—
加入者交換機最大収容回線数	96,500	回線
加入者交換機最大処理最繁時呼量	53,600	BHE
加入者交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	BHCA
加入者交換機低速パス	1.5M	1.5M or 2M
リンク当たり信号数	240	信号数/リンク
中継区域内中継交換機渡り回線通過率	0.5	—
信号区域間リンク分散数	2	数
信号用中継交換機当たり最大リンク数	<u>1,056</u>	リンク/STP
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8	リンク/STP対
信号用中継交換機当たり処理信号数	<u>56,320</u>	信号数/STP
加入者交換機/局設置遠隔収容装置判別値	12,000	回線
同一単位料金区域当たり電話遠隔収容装置収容最大回線数	12,000	回線
局設置簡易遠隔収容装置最大収容回線数	512	回線/台
局設置簡易遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線/台
局設置簡易遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線/台
局設置遠隔収容装置最大収容回線数	2,900	回線/台
局設置簡易遠隔収容装置使用最大回線数	512	回線
専用6Mパス収容回線数（低速）	96	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数（高速メタル）	48	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数（高速光）	4	回線/6Mパス
総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数	48	回線/6Mパス
クロック供給装置—1S架当たり最大クロック分配数	120	クロック数/架
クロック供給装置—1G基本架当たり最大クロック分配数	400	クロック数/架

き線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線
き線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線
き線点遠隔収容装置当たり必要心数	4	心
き線点遠隔収容装置収容配線最大長	7	km
き線点遠隔収容装置設置最小回線数	400	回線
き線点遠隔収容装置収容率	0.965	—
き線回線予備率	0.116	—
配線光予備心線数	2	心
引込ビル数算定式二次係数	—0.0000007	—
引込ビル数算定式一次係数	0.0319	—
引込ビル数算定式定数	0	—
き線点遠隔収容装置から加入者交換機間中継伝送路年経費	10,000,000	円
き線管路総延長	<u>137,305</u>	km
自治体管路総延長	<u>38</u>	km
電線共同溝総延長	<u>1,488</u>	km
情報ボックス総延長	<u>7,760</u>	km
配線自治体管路適用率	0.02275	—
配線電線共同溝適用率	0.10725	—
配線情報ボックス適用率	0	—
第二種総合デジタル通信サービス換算係数	10	—
時間帯パラメータ（アナログ電話）	1	—
時間帯パラメータ（総合デジタル通信サービス）	1	—
時間帯パラメータ（PHS）	1	—
呼完了率（アナログ電話）	0.7	—
呼完了率（総合デジタル通信網サービス）	0.7	—
呼完了率（PHS）	0.7	—
加入者交換機最大収容回線数	96,500	回線
加入者交換機最大処理最繁時呼量	53,600	BHE
加入者交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	BHCA
加入者交換機低速パス	1.5M	1.5M or 2M
リンク当たり信号数	240	信号数/リンク
中継区域内中継交換機渡り回線通過率	0.5	—
信号区域間リンク分散数	2	数
信号用中継交換機当たり最大リンク数	<u>511</u>	リンク/STP
信号用中継交換機対当たり渡りリンク数	8	リンク/STP対
信号用中継交換機当たり処理信号数	<u>64,386</u>	信号数/STP
加入者交換機/局設置遠隔収容装置判別値	12,000	回線
同一単位料金区域当たり電話遠隔収容装置収容最大回線数	12,000	回線
局設置簡易遠隔収容装置最大収容回線数	512	回線/台
局設置簡易遠隔収容装置最大収容低速専用回線数	23	回線/台
局設置簡易遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数	3	回線/台
局設置遠隔収容装置最大収容回線数	2,900	回線/台
局設置簡易遠隔収容装置使用最大回線数	512	回線
専用6Mパス収容回線数（低速）	96	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数（高速メタル）	48	回線/6Mパス
専用6Mパス収容回線数（高速光）	4	回線/6Mパス
総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数	48	回線/6Mパス
クロック供給装置—1S架当たり最大クロック分配数	120	クロック数/架
クロック供給装置—1G基本架当たり最大クロック分配数	400	クロック数/架

クロック供給装置—1 S架収容率 (遠隔収容装置設置局)	0.8	—
クロック供給装置—1 G架収容率 (加入者交換機設置局)	0.8	—
クロック供給装置—1 G架収容率 (中継交換機設置局)	0.8	—
中間中継伝送装置平均距離 (52M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (156M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (600M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (2.4G)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (10G)	30	km
加入者系半固定パス伝送装置局外側インタフェース装置最大搭載数	6	I F / 台
加入者系半固定パス伝送装置局外側インタフェース装置最大収容システム数	16	sys (R S B M—F) / I F
加入者系半固定パス伝送装置インタフェース装置当たり電話最大収容回線数	1,792	回線 / I F
加入者系半固定パス伝送装置局内インタフェース装置最大搭載数	2	I F / 台
加入者系半固定パス伝送装置局内インタフェース装置最大収容システム数	8	sys (A / I / L) / I F
加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大収容システム数	16	sys / 装置
加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数	4	装置 / 台
加入者系半固定パス伝送装置1システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数	60	回線
加入者系半固定パス伝送装置1システム当たり低速専用線最大収容回線数	96	回線
加入者系半固定パス伝送装置1システム当たり高速専用線最大収容回線数	48	回線
中継交換機最大収容回線数	104,000	64kチャンネル / ユニット
中継交換機最大処理最繁時呼量	53,600	B H E / ユニット
中継交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	B H C A / ユニット
中継交換機低速パス	8 M	1.5M o r 8 M
中継系電柱距離	0.035	km
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル条数 / 管路
チャンネル切上単位 (1.5M)	24	—
チャンネル切上単位 (2M)	30	—
チャンネル切上単位 (6M)	96	—
チャンネル切上単位 (8M)	120	—
チャンネル切上単位 (52M)	672	—
収容52Mパス数 (156M)	3	—
収容52Mパス数 (600M)	12	—
収容52Mパス数 (2.4G)	48	—
収容52Mパス数 (10G)	192	—
インタフェース当たりハイウェイ数 (1.5M)	4	H W / I F
インタフェース当たりハイウェイ数 (6M)	2	H W / I F
インタフェース当たりハイウェイ数 (2M)	8	H W / I F
インタフェース当たりハイウェイ数 (8M)	2	H W / I F
ユニット当たり局間インタフェース数 (多重変換装置 52M)	3	システム / ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数 (多重変換装置 156M)	1	システム / ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 156M)	4	システム / ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 600M)	1	システム / ユニット

クロック供給装置—1 S架収容率 (遠隔収容装置設置局)	0.8	—
クロック供給装置—1 G架収容率 (加入者交換機設置局)	0.8	—
クロック供給装置—1 G架収容率 (中継交換機設置局)	0.8	—
中間中継伝送装置平均距離 (52M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (156M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (600M)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (2.4G)	30	km
中間中継伝送装置平均距離 (10G)	30	km
加入者系半固定パス伝送装置局外側インタフェース装置最大搭載数	6	I F / 台
加入者系半固定パス伝送装置局外側インタフェース装置最大収容システム数	16	sys (R S B M—F) / I F
加入者系半固定パス伝送装置インタフェース装置当たり電話最大収容回線数	1,792	回線 / I F
加入者系半固定パス伝送装置局内インタフェース装置最大搭載数	2	I F / 台
加入者系半固定パス伝送装置局内インタフェース装置最大収容システム数	8	sys (A / I / L) / I F
加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大収容システム数	16	sys / 装置
加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大搭載数	4	装置 / 台
加入者系半固定パス伝送装置1システム当たり総合デジタル通信サービス最大収容回線数	60	回線
加入者系半固定パス伝送装置1システム当たり低速専用線最大収容回線数	96	回線
加入者系半固定パス伝送装置1システム当たり高速専用線最大収容回線数	48	回線
中継交換機最大収容回線数	104,000	64kチャンネル / ユニット
中継交換機最大処理最繁時呼量	53,600	B H E / ユニット
中継交換機最大処理最繁時総呼数	800,000	B H C A / ユニット
中継交換機低速パス	8 M	1.5M o r 8 M
中継系電柱距離	0.035	km
中継系管路当たり最大ケーブル条数	2	ケーブル条数 / 管路
チャンネル切上単位 (1.5M)	24	—
チャンネル切上単位 (2M)	30	—
チャンネル切上単位 (6M)	96	—
チャンネル切上単位 (8M)	120	—
チャンネル切上単位 (52M)	672	—
収容52Mパス数 (156M)	3	—
収容52Mパス数 (600M)	12	—
収容52Mパス数 (2.4G)	48	—
収容52Mパス数 (10G)	192	—
インタフェース当たりハイウェイ数 (1.5M)	4	H W / I F
インタフェース当たりハイウェイ数 (6M)	2	H W / I F
インタフェース当たりハイウェイ数 (2M)	8	H W / I F
インタフェース当たりハイウェイ数 (8M)	2	H W / I F
ユニット当たり局間インタフェース数 (多重変換装置 52M)	3	システム / ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数 (多重変換装置 156M)	1	システム / ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 156M)	4	システム / ユニット
ユニット当たり局間インタフェース数 (高速終端中継伝送装置 600M)	1	システム / ユニット

M)		
ユニット当たり局間インタフェース数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	1	システム/ユニット
クロスコネクタ装置ユニット当たり 52Mパス数	18	52Mパス/ユニット
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数（1架構成）	1	ユニット/架
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数（複数架構成）	2	ユニット/架
クロスコネクタ装置接続架当たり基本架数	4	基本架/接続架
クロスコネクタ装置最大接続架数	2	架
クロスコネクタ装置ユニット当たり増設リンク数	6	J I F/ユニット
クロスコネクタ装置冗長構成係数	2	J I F/ユニット
クロスコネクタ装置スイッチユニット当たり増設リンクインタフェース数	16	J I F/SSWU n i t
架当たり回線数（主配線盤）	150,000	回線/架
架当たり心線数（光ケーブル成端架大）	2,000	心線/架
架当たり心線数（光ケーブル成端架小1）	128	心線/架
架当たり心線数（光ケーブル成端架小2）	256	心線/架
架当たり心線数（光ケーブル成端架中）	389	心線/架
架当たり台数（電話遠隔収容装置小）	1	台/架
架当たり台数（電話遠隔収容装置大）	0.5	台/架
架当たり台数（中間中継伝送装置 52M）	30	台/架
架当たり台数（中間中継伝送装置 156M）	16	台/架
架当たり台数（中間中継伝送装置 600M）	8	台/架
架当たり台数（中間中継伝送装置 2.4G）	4	台/架
架当たりユニット数（多重変換装置）	5	ユニット/架
架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 156M）	2	ユニット/架
架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 600M）	3	ユニット/架
架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	1	ユニット/架
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置 600M）	4	ユニット/架
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置 2.4G）	2	ユニット/架
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置 10G）	3	ユニット/架
架当たり 52Mインタフェース数（高速終端中継伝送装置 156M）	24	52M I F/架
架当たり 52Mインタフェース数（高速終端中継伝送装置 600M）	36	52M I F/架
架当たり 52Mインタフェース数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	48	52M I F/架
架当たり 156Mインタフェース数（分岐挿入伝送装置 2.4G）	4	156M I F/架
架当たり 156Mインタフェース数（分岐挿入伝送装置 10G）	144	156M I F/架
局間インタフェース当たり心線数（多重変換装置 52M）	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数（多重変換装置 156M）	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 156M）	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 600M）	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	4	心線/ I F
ユニット当たり心線数（電話遠隔収容装置小）	4	心線/ユニット
ユニット当たり心線数（電話遠隔収容装置大）	4	心線/ユニット
き線点遠隔収容装置当たり心線数	4	心線/き線点遠隔収容装置
回線当たり心線数（第二種総合デジタル通信サービス）	2	心線/回線
回線当たり心線数（高速光専用線）	2	心線/回線
局間インタフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置 600M）	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置 2.4G）	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置 10G）	4	心線/ I F
主配線盤回線収容率	0.965	—
光ケーブル成端架収容率	0.965	—

M)		
ユニット当たり局間インタフェース数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	1	システム/ユニット
クロスコネクタ装置ユニット当たり 52Mパス数	18	52Mパス/ユニット
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数（1架構成）	1	ユニット/架
クロスコネクタ装置基本架当たりユニット数（複数架構成）	2	ユニット/架
クロスコネクタ装置接続架当たり基本架数	4	基本架/接続架
クロスコネクタ装置最大接続架数	2	架
クロスコネクタ装置ユニット当たり増設リンク数	6	J I F/ユニット
クロスコネクタ装置冗長構成係数	2	J I F/ユニット
クロスコネクタ装置スイッチユニット当たり増設リンクインタフェース数	16	J I F/SSWU n i t
架当たり回線数（主配線盤）	150,000	回線/架
架当たり心線数（光ケーブル成端架大）	2,000	心線/架
架当たり心線数（光ケーブル成端架小1）	128	心線/架
架当たり心線数（光ケーブル成端架小2）	256	心線/架
架当たり心線数（光ケーブル成端架中）	389	心線/架
架当たり台数（電話遠隔収容装置小）	1	台/架
架当たり台数（電話遠隔収容装置大）	0.5	台/架
架当たり台数（中間中継伝送装置 52M）	30	台/架
架当たり台数（中間中継伝送装置 156M）	16	台/架
架当たり台数（中間中継伝送装置 600M）	8	台/架
架当たり台数（中間中継伝送装置 2.4G）	4	台/架
架当たりユニット数（多重変換装置）	5	ユニット/架
架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 156M）	2	ユニット/架
架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 600M）	3	ユニット/架
架当たりユニット数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	1	ユニット/架
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置 600M）	4	ユニット/架
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置 2.4G）	2	ユニット/架
架当たりユニット数（分岐挿入伝送装置 10G）	3	ユニット/架
架当たり 52Mインタフェース数（高速終端中継伝送装置 156M）	24	52M I F/架
架当たり 52Mインタフェース数（高速終端中継伝送装置 600M）	36	52M I F/架
架当たり 52Mインタフェース数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	48	52M I F/架
架当たり 156Mインタフェース数（分岐挿入伝送装置 2.4G）	4	156M I F/架
架当たり 156Mインタフェース数（分岐挿入伝送装置 10G）	144	156M I F/架
局間インタフェース当たり心線数（多重変換装置 52M）	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数（多重変換装置 156M）	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 156M）	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 600M）	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数（高速終端中継伝送装置 2.4G）	4	心線/ I F
ユニット当たり心線数（電話遠隔収容装置小）	4	心線/ユニット
ユニット当たり心線数（電話遠隔収容装置大）	4	心線/ユニット
き線点遠隔収容装置当たり心線数	4	心線/き線点遠隔収容装置
回線当たり心線数（第二種総合デジタル通信サービス）	2	心線/回線
回線当たり心線数（高速光専用線）	2	心線/回線
局間インタフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置 600M）	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置 2.4G）	4	心線/ I F
局間インタフェース当たり心線数（分岐挿入伝送装置 10G）	4	心線/ I F
主配線盤回線収容率	0.965	—
光ケーブル成端架収容率	0.965	—

電話遠隔収容装置回線収容率	0.965	—
加入者交換機回線収容率	0.965	—
電話遠隔収容装置集線率	8	—
伝送装置収容率	0.8	—
伝送装置共用比率（ATM系、ADSL地域IP）	1	—
伝送装置共用比率（光地域IP）	0	—
中継交換機側架収容率多重変換装置52Mパス単位	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位（156M）	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位（600M）	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位（2.4G）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（52M）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（156M）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（600M）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（2.4G）	0.8	—
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
中継系予備心線数	4	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
海底用中間中継伝送装置収容心数	8	心
有中継光ケーブル規格心線数	8	心
有中継光ケーブル最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容52Mパス数	1	52Mパス/ユニット
架当たりユニット数（変復調回線切替装置）	4	ユニット/架
無線送受信装置ユニット当たり最大収容52Mパス数	1	52Mパス/ユニット
架当たりユニット数（無線送受信装置）	5	ユニット/架
クロック供給装置—1S架収容率（無線単独局）	0.8	—
ルート当たりアンテナ数	3	個
最大アンテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心
混在収容時効率低下係数（遠隔収容装置）	1	—
混在収容時効率低下係数（加入者交換機）	1	—
海底用中間中継伝送装置最大規格収容システム数	4	システム

電話遠隔収容装置回線収容率	0.965	—
加入者交換機回線収容率	0.965	—
電話遠隔収容装置集線率	8	—
伝送装置収容率	0.8	—
伝送装置共用比率（ATM系、ADSL地域IP）	1	—
伝送装置共用比率（光地域IP）	0	—
中継交換機側架収容率多重変換装置52Mパス単位	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位（156M）	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位（600M）	0.8	—
中継交換機側架収容率システム単位（2.4G）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（52M）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（156M）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（600M）	0.8	—
中間中継伝送装置架収容率（2.4G）	0.8	—
中継系光ケーブル規格心数(1)	8	心
中継系光ケーブル規格心数(2)	16	心
中継系光ケーブル規格心数(3)	24	心
中継系光ケーブル規格心数(4)	32	心
中継系光ケーブル規格心数(5)	40	心
中継系光ケーブル規格心数(6)	60	心
中継系光ケーブル規格心数(7)	80	心
中継系光ケーブル規格心数(8)	100	心
中継系光ケーブル規格心数(9)	120	心
中継系光ケーブル規格心数(10)	160	心
中継系光ケーブル規格心数(11)	200	心
中継系光ケーブル規格心数(12)	300	心
中継系予備心線数	4	心
海底用中間中継伝送装置最大中継距離	130	km
海底用中間中継伝送装置収容心数	8	心
有中継光ケーブル規格心線数	8	心
有中継光ケーブル最大規格心線数	8	心
無中継光ケーブル最大規格心線数	100	心
無中継光ケーブル規格心線数(1)	16	心
無中継光ケーブル規格心線数(2)	24	心
無中継光ケーブル規格心線数(3)	32	心
無中継光ケーブル規格心線数(4)	40	心
無中継光ケーブル規格心線数(5)	60	心
無中継光ケーブル規格心線数(6)	80	心
無中継光ケーブル規格心線数(7)	100	心
変復調回線切替装置ユニット当たり最大収容52Mパス数	1	52Mパス/ユニット
架当たりユニット数（変復調回線切替装置）	4	ユニット/架
無線送受信装置ユニット当たり最大収容52Mパス数	1	52Mパス/ユニット
架当たりユニット数（無線送受信装置）	5	ユニット/架
クロック供給装置—1S架収容率（無線単独局）	0.8	—
ルート当たりアンテナ数	3	個
最大アンテナ搭載数	12	個
中継系最大規格心線数	300	心
混在収容時効率低下係数（遠隔収容装置）	1	—
混在収容時効率低下係数（加入者交換機）	1	—
海底用中間中継伝送装置最大規格収容システム数	4	システム

海底用中間中継伝送装置規格収容システム数	4	システム
トランスポンダ当たり最大接続可能回線数	149	回線/トランスポンダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
加入者交換機最大搭載中継インタフェース数	54	—
中継交換機最大搭載中継インタフェース数	165	—
電話遠隔収容装置単位電流	28	A
電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数	2,560	回線
電話遠隔収容装置基本部面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数	2,560	回線
加入者交換機基本部電流	44	A
加入者交換機収容架回線単位電流	17.6	A
加入者交換機収容架単位電流最大収容回線数	1,225	回線
加入者交換機収容架最繁時総呼数単位電流	38.7	A
加入者交換機収容架単位電流最大最繁時総呼数	167	KBHCA
加入者交換機AC電流	3	A/台
加入者交換機基本部面積	21.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積	2.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数	1,194	回線
中継交換機基本部電流	42.5	A/台
中継交換機収容架単位電流	31.2	A
中継交換機収容架単位電流最大収容チャンネル数	3,250	チャンネル
中継交換機AC電流	3	A/台
中継交換機基本部面積	14.33	m ²
中継交換機収容架単位面積	1.62	m ² /架
中継交換機収容架単位面積最大収容チャンネル数	3,250	チャンネル
多重変換装置基本部電流	61.4	A/架
多重変換装置ユニット電流	0	A/ユニット
多重変換装置架面積	1.92	m ² /架
多重変換装置1アイランド最大架数	1	架
クロスコネクタ装置1基本架電流	40.3	A/架
クロスコネクタ装置1増設架基本部電流	38.2	A/架
クロスコネクタ装置1ユニット電流	7.9	A/ユニット
クロスコネクタ装置1架面積	1.44	m ² /架
クロスコネクタ装置11アイランド最大架数	10	架
高速終端中継伝送装置156M基本部電流	40.5	A/架
高速終端中継伝送装置156Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置156M架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置156M1アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置600M基本部電流	47.9	A/架
高速終端中継伝送装置600Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置600M架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置600M1アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置2.4G基本部電流	24.1	A/台
高速終端中継伝送装置2.4Gユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置2.4G架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置2.4G1アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置600M基本部電流	1	A/台

海底用中間中継伝送装置規格収容システム数	4	システム
トランスポンダ当たり最大接続可能回線数	149	回線/トランスポンダ
時分割多元接続装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
衛星送受信装置架当たり最大収容回線数	298	回線/架
加入者交換機最大搭載中継インタフェース数	54	—
中継交換機最大搭載中継インタフェース数	165	—
電話遠隔収容装置単位電流	28	A
電話遠隔収容装置単位電流最大収容回線数	2,560	回線
電話遠隔収容装置基本部面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積	4.68	m ²
電話遠隔収容装置単位面積最大収容回線数	2,560	回線
加入者交換機基本部電流	44	A
加入者交換機収容架回線単位電流	17.6	A
加入者交換機収容架単位電流最大収容回線数	1,225	回線
加入者交換機収容架最繁時総呼数単位電流	38.7	A
加入者交換機収容架単位電流最大最繁時総呼数	167	KBHCA
加入者交換機AC電流	3	A/台
加入者交換機基本部面積	21.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積	2.08	m ²
加入者交換機収容架単位面積最大収容回線数	1,194	回線
中継交換機基本部電流	42.5	A/台
中継交換機収容架単位電流	31.2	A
中継交換機収容架単位電流最大収容チャンネル数	3,250	チャンネル
中継交換機AC電流	3	A/台
中継交換機基本部面積	14.33	m ²
中継交換機収容架単位面積	1.62	m ² /架
中継交換機収容架単位面積最大収容チャンネル数	3,250	チャンネル
多重変換装置基本部電流	61.4	A/架
多重変換装置ユニット電流	0	A/ユニット
多重変換装置架面積	1.92	m ² /架
多重変換装置1アイランド最大架数	1	架
クロスコネクタ装置1基本架電流	40.3	A/架
クロスコネクタ装置1増設架基本部電流	38.2	A/架
クロスコネクタ装置1ユニット電流	7.9	A/ユニット
クロスコネクタ装置1架面積	1.44	m ² /架
クロスコネクタ装置11アイランド最大架数	10	架
高速終端中継伝送装置156M基本部電流	40.5	A/架
高速終端中継伝送装置156Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置156M架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置156M1アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置600M基本部電流	47.9	A/架
高速終端中継伝送装置600Mユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置600M架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置600M1アイランド最大架数	1	架
高速終端中継伝送装置2.4G基本部電流	24.1	A/台
高速終端中継伝送装置2.4Gユニット電流	0	A/ユニット
高速終端中継伝送装置2.4G架面積	1.92	m ² /架
高速終端中継伝送装置2.4G1アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置600M基本部電流	1	A/台

分岐挿入伝送装置 600Mユニット電流	6.1	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 600M架面積	2.5	m ² /架
分岐挿入伝送装置 600M 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 2.4G 基本部電流	6.2	A/台
分岐挿入伝送装置 2.4G ユニット電流	4	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 2.4G 架面積	1.08	m ² /架
分岐挿入伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 10G 基本部電流	0	A/台
分岐挿入伝送装置 10G ユニット電流	8.3	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 10G 架面積	2	m ² /架
分岐挿入伝送装置 10G 1 アイランド最大架数	1	架
クロック供給装置 1 S 架単位電流	2	A/架
クロック供給装置 1 S 架面積	1.44	m ² /架
クロック供給装置 1 G 架単位電流	4	A/架
クロック供給装置 1 G 架面積	1.44	m ² /架
中間中継伝送装置 (52M) 基本部電流	7.1	A/架
中間中継伝送装置 (156M) 基本部電流	19.6	A/架
中間中継伝送装置 (600M) 基本部電流	30.7	A/架
中間中継伝送装置 (2.4G) 基本部電流	20	A/架
中間中継伝送装置架面積	1.6	m ² /架
信号用中継交換機基本部電流	<u>12.7</u>	A/台
信号用中継交換機収容架単位電流	<u>67</u>	A
信号用中継交換機収容架単位電流最大収容リンク数 (48K換算)	<u>480</u>	リンク
信号用中継交換機AC電流	<u>0.16</u>	A/台
信号用中継交換機基本部面積	<u>0</u>	m ² /台
信号用中継交換機収容架単位面積	<u>1.5</u>	m ²
信号用中継交換機収容架単位面積最大収容リンク数 (48K換算)	<u>480</u>	リンク
交換機の端子収容率	0.965	—
1万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
加入者系半固定パス伝送装置単位電流	27.12	A
加入者系半固定パス伝送装置単位電流最大収容端子数	14,336	端子
加入者系半固定パス伝送装置単位面積	1.6	m ²
加入者系半固定パス伝送装置単位面積最大収容端子数	14,336	端子
光ケーブル成端架単位面積 (大)	12	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数 (大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積 (小1)	1	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数 (小1)	128	端子
光ケーブル成端架単位面積 (小2)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数 (小2)	256	端子
光ケーブル成端架単位面積 (中)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数 (中)	389	端子
オペレーション設備 (総合監視) 設置局数	11	局
オペレーション設備 (試験受付) 設置局数	47	局
オペレーション設備 (総合監視) 単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備 (試験受付) 単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備 (総合監視) 面積	505	m ²
オペレーション設備 (試験受付) 面積	432	m ²
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積	1.44	m ²

分岐挿入伝送装置 600Mユニット電流	6.1	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 600M架面積	2.5	m ² /架
分岐挿入伝送装置 600M 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 2.4G 基本部電流	6.2	A/台
分岐挿入伝送装置 2.4G ユニット電流	4	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 2.4G 架面積	1.08	m ² /架
分岐挿入伝送装置 2.4G 1 アイランド最大架数	1	架
分岐挿入伝送装置 10G 基本部電流	0	A/台
分岐挿入伝送装置 10G ユニット電流	8.3	A/ユニット
分岐挿入伝送装置 10G 架面積	2	m ² /架
分岐挿入伝送装置 10G 1 アイランド最大架数	1	架
クロック供給装置 1 S 架単位電流	2	A/架
クロック供給装置 1 S 架面積	1.44	m ² /架
クロック供給装置 1 G 架単位電流	4	A/架
クロック供給装置 1 G 架面積	1.44	m ² /架
中間中継伝送装置 (52M) 基本部電流	7.1	A/架
中間中継伝送装置 (156M) 基本部電流	19.6	A/架
中間中継伝送装置 (600M) 基本部電流	30.7	A/架
中間中継伝送装置 (2.4G) 基本部電流	20	A/架
中間中継伝送装置架面積	1.6	m ² /架
信号用中継交換機基本部電流	<u>105</u>	A/台
信号用中継交換機収容架単位電流	<u>35</u>	A
信号用中継交換機収容架単位電流最大収容リンク数 (48K換算)	<u>52</u>	リンク
信号用中継交換機AC電流	<u>3</u>	A/台
信号用中継交換機基本部面積	<u>6.3</u>	m ² /台
信号用中継交換機収容架単位面積	<u>1.26</u>	m ²
信号用中継交換機収容架単位面積最大収容リンク数 (48K換算)	<u>52</u>	リンク
交換機の端子収容率	0.965	—
1万端子当たりの必要主配線盤長	2.52	m
作業スペース込みの主配線盤幅	3.9	m
加入者系半固定パス伝送装置単位電流	27.12	A
加入者系半固定パス伝送装置単位電流最大収容端子数	14,336	端子
加入者系半固定パス伝送装置単位面積	1.6	m ²
加入者系半固定パス伝送装置単位面積最大収容端子数	14,336	端子
光ケーブル成端架単位面積 (大)	12	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数 (大)	2,000	端子
光ケーブル成端架単位面積 (小1)	1	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数 (小1)	128	端子
光ケーブル成端架単位面積 (小2)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数 (小2)	256	端子
光ケーブル成端架単位面積 (中)	2	m ²
光ケーブル成端架単位面積最大収容端子数 (中)	389	端子
オペレーション設備 (総合監視) 設置局数	11	局
オペレーション設備 (試験受付) 設置局数	47	局
オペレーション設備 (総合監視) 単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備 (試験受付) 単位面積当たりAC電流	0.8	A/m ²
オペレーション設備 (総合監視) 面積	505	m ²
オペレーション設備 (試験受付) 面積	432	m ²
海底中間中継伝送装置用給電装置単位電流	0.92	A/台
海底中間中継伝送装置用給電装置単位面積	1.44	m ²

変復調回線切替装置単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置架面積	1.92	m ² /架
無線送受信装置単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置架面積	1.44	m ² /架
地上鉄塔土地面積	144	m ²
発熱量換算係数	860	kcal/kVA
空調1台当たりの能力(1)	30,000	kcal/台
空調1台当たりの能力(2)	13,050	kcal/台
空調設備1台当たりの電力容量(1)	11.55	kVA
空調設備1台当たりの電力容量(2)	5.4	kVA
空調設備単位面積(1)	5	m ²
空調設備単位面積(2)	2.2	m ²
整流器1ユニット当たり最大電流	100	A/ユニット
整流装置1系統当たり最大電流	800	A/系統
整流装置基本部収容可能整流器数	4	個/架
整流装置増設架収容可能整流器数	4	個/架
整流装置総合効率	0.87	—
整流装置基本部面積	10	m ² /架
整流装置増設架面積	2	m ² /架
直流電圧値	48	V
警察消防用回線1回線当たりの消費電流	0.484375	A/回線
直流変換電源装置1架最大電流	80	A/架
直流変換電源装置架単位面積	5	m ² /架
入力変換効率	0.85	—
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	3	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	5	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	7	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	10	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	15	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	20	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	30	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	50	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	75	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(10)	100	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(11)	200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(12)	300	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(13)	400	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(14)	600	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(15)	800	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(16)	1,000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(17)	1,200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(18)	1,500	kVA
交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(2)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(3)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(4)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(5)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(6)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(7)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(8)	8	m ²

変復調回線切替装置単位電流	1.7	A/台
変復調回線切替装置架面積	1.92	m ² /架
無線送受信装置単位電流	0.5	A/台
無線送受信装置架面積	1.44	m ² /架
地上鉄塔土地面積	144	m ²
発熱量換算係数	860	kcal/kVA
空調1台当たりの能力(1)	30,000	kcal/台
空調1台当たりの能力(2)	13,050	kcal/台
空調設備1台当たりの電力容量(1)	11.55	kVA
空調設備1台当たりの電力容量(2)	5.4	kVA
空調設備単位面積(1)	5	m ²
空調設備単位面積(2)	2.2	m ²
整流器1ユニット当たり最大電流	100	A/ユニット
整流装置1系統当たり最大電流	800	A/系統
整流装置基本部収容可能整流器数	4	個/架
整流装置増設架収容可能整流器数	4	個/架
整流装置総合効率	0.87	—
整流装置基本部面積	10	m ² /架
整流装置増設架面積	2	m ² /架
直流電圧値	48	V
警察消防用回線1回線当たりの消費電流	0.484375	A/回線
直流変換電源装置1架最大電流	80	A/架
直流変換電源装置架単位面積	5	m ² /架
入力変換効率	0.85	—
交流無停電電源装置規定出力容量(1)	3	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(2)	5	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(3)	7	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(4)	10	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(5)	15	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(6)	20	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(7)	30	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(8)	50	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(9)	75	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(10)	100	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(11)	200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(12)	300	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(13)	400	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(14)	600	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(15)	800	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(16)	1,000	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(17)	1,200	kVA
交流無停電電源装置規定出力容量(18)	1,500	kVA
交流無停電電源装置所要面積(1)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(2)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(3)	4	m ²
交流無停電電源装置所要面積(4)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(5)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(6)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(7)	7	m ²
交流無停電電源装置所要面積(8)	8	m ²

受電装置更改面積(6)	37	m ²
受電装置更改面積(7)	52	m ²
受電装置更改面積(8)	54	m ²
受電装置更改面積(9)	212	m ²
発電装置規定容量(1)	10	kVA
発電装置規定容量(2)	20	kVA
発電装置規定容量(3)	37.5	kVA
発電装置規定容量(4)	50	kVA
発電装置規定容量(5)	75	kVA
発電装置規定容量(6)	100	kVA
発電装置規定容量(7)	150	kVA
発電装置規定容量(8)	200	kVA
発電装置規定容量(9)	250	kVA
発電装置規定容量(10)	300	kVA
発電装置規定容量(11)	375	kVA
発電装置規定容量(12)	500	kVA
発電装置規定容量(13)	625	kVA
発電装置規定容量(14)	750	kVA
発電装置規定容量(15)	1,000	kVA
発電装置規定容量(16)	1,500	kVA
発電装置規定容量(17)	1,750	kVA
発電装置規定容量(18)	2,000	kVA
発電装置規定容量(19)	3,125	kVA
発電装置所要面積(1)	36	m ²
発電装置所要面積(2)	36	m ²
発電装置所要面積(3)	36	m ²
発電装置所要面積(4)	36	m ²
発電装置所要面積(5)	36	m ²
発電装置所要面積(6)	36	m ²
発電装置所要面積(7)	54	m ²
発電装置所要面積(8)	54	m ²
発電装置所要面積(9)	54	m ²
発電装置所要面積(10)	72	m ²
発電装置所要面積(11)	72	m ²
発電装置所要面積(12)	72	m ²
発電装置所要面積(13)	72	m ²
発電装置所要面積(14)	72	m ²
発電装置所要面積(15)	108	m ²
発電装置所要面積(16)	108	m ²
発電装置所要面積(17)	108	m ²
発電装置所要面積(18)	108	m ²
発電装置所要面積(19)	108	m ²
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (遠隔収容装置設置局)	150	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (RT-BOX)	100	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (遠隔収容装置設置局)	7	m ²
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (RT-BOX)	9	m ²
可搬型発電機規定容量(1)	1	kVA
可搬型発電機規定容量(2)	2	kVA
可搬型発電機規定容量(3)	3	kVA
可搬型発電機規定容量(4)	4	kVA

受電装置更改面積(6)	37	m ²
受電装置更改面積(7)	52	m ²
受電装置更改面積(8)	54	m ²
受電装置更改面積(9)	212	m ²
発電装置規定容量(1)	10	kVA
発電装置規定容量(2)	20	kVA
発電装置規定容量(3)	37.5	kVA
発電装置規定容量(4)	50	kVA
発電装置規定容量(5)	75	kVA
発電装置規定容量(6)	100	kVA
発電装置規定容量(7)	150	kVA
発電装置規定容量(8)	200	kVA
発電装置規定容量(9)	250	kVA
発電装置規定容量(10)	300	kVA
発電装置規定容量(11)	375	kVA
発電装置規定容量(12)	500	kVA
発電装置規定容量(13)	625	kVA
発電装置規定容量(14)	750	kVA
発電装置規定容量(15)	1,000	kVA
発電装置規定容量(16)	1,500	kVA
発電装置規定容量(17)	1,750	kVA
発電装置規定容量(18)	2,000	kVA
発電装置規定容量(19)	3,125	kVA
発電装置所要面積(1)	36	m ²
発電装置所要面積(2)	36	m ²
発電装置所要面積(3)	36	m ²
発電装置所要面積(4)	36	m ²
発電装置所要面積(5)	36	m ²
発電装置所要面積(6)	36	m ²
発電装置所要面積(7)	54	m ²
発電装置所要面積(8)	54	m ²
発電装置所要面積(9)	54	m ²
発電装置所要面積(10)	72	m ²
発電装置所要面積(11)	72	m ²
発電装置所要面積(12)	72	m ²
発電装置所要面積(13)	72	m ²
発電装置所要面積(14)	72	m ²
発電装置所要面積(15)	108	m ²
発電装置所要面積(16)	108	m ²
発電装置所要面積(17)	108	m ²
発電装置所要面積(18)	108	m ²
発電装置所要面積(19)	108	m ²
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (遠隔収容装置設置局)	150	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの最大電流 (RT-BOX)	100	A
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (遠隔収容装置設置局)	7	m ²
小規模局用電源装置 1 台当たりの所要面積 (RT-BOX)	9	m ²
可搬型発電機規定容量(1)	1	kVA
可搬型発電機規定容量(2)	2	kVA
可搬型発電機規定容量(3)	3	kVA
可搬型発電機規定容量(4)	4	kVA

可搬型発動発電機規定容量(5)	5	kVA
可搬型発動発電機規定容量(6)	6	kVA
可搬型発動発電機規定容量(7)	7	kVA
可搬型発動発電機規定容量(8)	8	kVA
可搬型発動発電機規定容量(9)	9	kVA
可搬型発動発電機規定容量(10)	10	kVA
可搬型発動発電機規定容量(11)	11	kVA
可搬型発動発電機設置台数(1)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(2)	29	台
可搬型発動発電機設置台数(3)	6	台
可搬型発動発電機設置台数(4)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(5)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(6)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(7)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(8)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(9)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(10)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(11)	1	台
複数階局舎容積率	400	%
平屋局舎容積率	100	%
駐車スペース等土地面積	90	m ²
RT-BOX土地面積	75	m ²
時分割多元接続装置架単位電流	9.5	A/架
時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m ² /架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	A/架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	m ² /架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A/架
衛星回線制御装置架単位面積	16.38	m ² /架
土地単価時価補正係数	0.7	—
土地単価時点補正係数(北海道)	<u>0.7952</u>	—
土地単価時点補正係数(青森県)	<u>0.7189</u>	—
土地単価時点補正係数(岩手県)	<u>0.7449</u>	—
土地単価時点補正係数(宮城県)	<u>0.8872</u>	—
土地単価時点補正係数(秋田県)	<u>0.7103</u>	—
土地単価時点補正係数(山形県)	<u>0.7770</u>	—
土地単価時点補正係数(福島県)	<u>0.7654</u>	—
土地単価時点補正係数(茨城県)	<u>0.7500</u>	—
土地単価時点補正係数(栃木県)	<u>0.7721</u>	—
土地単価時点補正係数(群馬県)	<u>0.7713</u>	—
土地単価時点補正係数(埼玉県)	<u>0.8602</u>	—
土地単価時点補正係数(千葉県)	<u>0.8727</u>	—
土地単価時点補正係数(東京都)	<u>0.9084</u>	—
土地単価時点補正係数(神奈川県)	<u>0.9059</u>	—
土地単価時点補正係数(新潟県)	<u>0.8201</u>	—
土地単価時点補正係数(富山県)	<u>0.8418</u>	—
土地単価時点補正係数(石川県)	<u>0.7845</u>	—
土地単価時点補正係数(福井県)	<u>0.7667</u>	—
土地単価時点補正係数(山梨県)	<u>0.8069</u>	—
土地単価時点補正係数(長野県)	<u>0.7954</u>	—
土地単価時点補正係数(岐阜県)	<u>0.8425</u>	—

可搬型発動発電機規定容量(5)	5	kVA
可搬型発動発電機規定容量(6)	6	kVA
可搬型発動発電機規定容量(7)	7	kVA
可搬型発動発電機規定容量(8)	8	kVA
可搬型発動発電機規定容量(9)	9	kVA
可搬型発動発電機規定容量(10)	10	kVA
可搬型発動発電機規定容量(11)	11	kVA
可搬型発動発電機設置台数(1)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(2)	29	台
可搬型発動発電機設置台数(3)	6	台
可搬型発動発電機設置台数(4)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(5)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(6)	2	台
可搬型発動発電機設置台数(7)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(8)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(9)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(10)	0	台
可搬型発動発電機設置台数(11)	1	台
複数階局舎容積率	400	%
平屋局舎容積率	100	%
駐車スペース等土地面積	90	m ²
RT-BOX土地面積	75	m ²
時分割多元接続装置架単位電流	9.5	A/架
時分割多元接続装置架単位面積	1.44	m ² /架
衛星送受信装置架単位電流	36.7	A/架
衛星送受信装置架単位面積	1.44	m ² /架
衛星回線制御装置架単位電流	210.5	A/架
衛星回線制御装置架単位面積	16.38	m ² /架
土地単価時価補正係数	0.7	—
土地単価時点補正係数(北海道)	<u>0.8032</u>	—
土地単価時点補正係数(青森県)	<u>0.7408</u>	—
土地単価時点補正係数(岩手県)	<u>0.7523</u>	—
土地単価時点補正係数(宮城県)	<u>0.8671</u>	—
土地単価時点補正係数(秋田県)	<u>0.7436</u>	—
土地単価時点補正係数(山形県)	<u>0.7900</u>	—
土地単価時点補正係数(福島県)	<u>0.7477</u>	—
土地単価時点補正係数(茨城県)	<u>0.7630</u>	—
土地単価時点補正係数(栃木県)	<u>0.7862</u>	—
土地単価時点補正係数(群馬県)	<u>0.7847</u>	—
土地単価時点補正係数(埼玉県)	<u>0.8593</u>	—
土地単価時点補正係数(千葉県)	<u>0.8707</u>	—
土地単価時点補正係数(東京都)	<u>0.8918</u>	—
土地単価時点補正係数(神奈川県)	<u>0.9001</u>	—
土地単価時点補正係数(新潟県)	<u>0.8366</u>	—
土地単価時点補正係数(富山県)	<u>0.8432</u>	—
土地単価時点補正係数(石川県)	<u>0.7948</u>	—
土地単価時点補正係数(福井県)	<u>0.7829</u>	—
土地単価時点補正係数(山梨県)	<u>0.8259</u>	—
土地単価時点補正係数(長野県)	<u>0.8119</u>	—
土地単価時点補正係数(岐阜県)	<u>0.8527</u>	—

土地単価時点補正係数（静岡県）	<u>0.8699</u>	—
土地単価時点補正係数（愛知県）	<u>0.9372</u>	—
土地単価時点補正係数（三重県）	<u>0.8462</u>	—
土地単価時点補正係数（滋賀県）	<u>0.8865</u>	—
土地単価時点補正係数（京都府）	<u>0.8810</u>	—
土地単価時点補正係数（大阪府）	<u>0.8752</u>	—
土地単価時点補正係数（兵庫県）	<u>0.8843</u>	—
土地単価時点補正係数（奈良県）	<u>0.8586</u>	—
土地単価時点補正係数（和歌山県）	<u>0.7523</u>	—
土地単価時点補正係数（鳥取県）	<u>0.7329</u>	—
土地単価時点補正係数（島根県）	<u>0.7888</u>	—
土地単価時点補正係数（岡山県）	<u>0.8429</u>	—
土地単価時点補正係数（広島県）	<u>0.8154</u>	—
土地単価時点補正係数（山口県）	<u>0.7453</u>	—
土地単価時点補正係数（徳島県）	<u>0.6645</u>	—
土地単価時点補正係数（香川県）	<u>0.7271</u>	—
土地単価時点補正係数（愛媛県）	<u>0.8147</u>	—
土地単価時点補正係数（高知県）	<u>0.6464</u>	—
土地単価時点補正係数（福岡県）	<u>0.8556</u>	—
土地単価時点補正係数（佐賀県）	<u>0.7484</u>	—
土地単価時点補正係数（長崎県）	<u>0.7953</u>	—
土地単価時点補正係数（熊本県）	<u>0.8395</u>	—
土地単価時点補正係数（大分県）	<u>0.7958</u>	—
土地単価時点補正係数（宮崎県）	<u>0.8325</u>	—
土地単価時点補正係数（鹿児島県）	<u>0.7733</u>	—
土地単価時点補正係数（沖縄県）	<u>0.9050</u>	—
監視設備（総合監視） 対投資額比率	<u>0.001325</u>	—
監視設備（加入者交換機） 対投資額比率	<u>0.06580</u>	—
監視設備（中継交換機） 対投資額比率	<u>0.07753</u>	—
監視設備（市外線路） 対投資額比率	<u>0.03467</u>	—
監視設備（市内線路） 対投資額比率	<u>0.01181</u>	—
監視設備（伝送無線機械） 対投資額比率	<u>0.07978</u>	—
共通用建物 対投資額比率	<u>0.007978</u>	—
共通用土地 対投資額比率	<u>0.006757</u>	—
共通用土地単価補正係数	1	—
構築物 対投資額比率	<u>0.07290</u>	—
機械及び装置 対投資額比率	<u>0.0007579</u>	—
車両 対投資額比率	<u>0.0001260</u>	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	<u>0.005106</u>	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア） 対投資額比率	<u>0.01596</u>	—
無形固定資産（その他の無形固定資産） 対投資額比率	<u>0.004531</u>	—

土地単価時点補正係数（静岡県）	<u>0.8777</u>	—
土地単価時点補正係数（愛知県）	<u>0.9287</u>	—
土地単価時点補正係数（三重県）	<u>0.8600</u>	—
土地単価時点補正係数（滋賀県）	<u>0.8885</u>	—
土地単価時点補正係数（京都府）	<u>0.8806</u>	—
土地単価時点補正係数（大阪府）	<u>0.8720</u>	—
土地単価時点補正係数（兵庫県）	<u>0.8867</u>	—
土地単価時点補正係数（奈良県）	<u>0.8612</u>	—
土地単価時点補正係数（和歌山県）	<u>0.7714</u>	—
土地単価時点補正係数（鳥取県）	<u>0.7560</u>	—
土地単価時点補正係数（島根県）	<u>0.8085</u>	—
土地単価時点補正係数（岡山県）	<u>0.8507</u>	—
土地単価時点補正係数（広島県）	<u>0.8241</u>	—
土地単価時点補正係数（山口県）	<u>0.7625</u>	—
土地単価時点補正係数（徳島県）	<u>0.6763</u>	—
土地単価時点補正係数（香川県）	<u>0.7439</u>	—
土地単価時点補正係数（愛媛県）	<u>0.8331</u>	—
土地単価時点補正係数（高知県）	<u>0.6606</u>	—
土地単価時点補正係数（福岡県）	<u>0.8551</u>	—
土地単価時点補正係数（佐賀県）	<u>0.7689</u>	—
土地単価時点補正係数（長崎県）	<u>0.8072</u>	—
土地単価時点補正係数（熊本県）	<u>0.8452</u>	—
土地単価時点補正係数（大分県）	<u>0.8083</u>	—
土地単価時点補正係数（宮崎県）	<u>0.8471</u>	—
土地単価時点補正係数（鹿児島県）	<u>0.7969</u>	—
土地単価時点補正係数（沖縄県）	<u>0.8989</u>	—
監視設備（総合監視） 対投資額比率	<u>0.001292</u>	—
監視設備（加入者交換機） 対投資額比率	<u>0.06887</u>	—
監視設備（中継交換機） 対投資額比率	<u>0.07973</u>	—
監視設備（市外線路） 対投資額比率	<u>0.03512</u>	—
監視設備（市内線路） 対投資額比率	<u>0.01190</u>	—
監視設備（伝送無線機械） 対投資額比率	<u>0.08057</u>	—
共通用建物 対投資額比率	<u>0.008026</u>	—
共通用土地 対投資額比率	<u>0.007036</u>	—
共通用土地単価補正係数	1	—
構築物 対投資額比率	<u>0.07368</u>	—
機械及び装置 対投資額比率	<u>0.0007698</u>	—
車両 対投資額比率	<u>0.0001234</u>	—
工具、器具及び備品 対投資額比率	<u>0.004988</u>	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア） 対投資額比率	<u>0.01650</u>	—
無形固定資産（その他の無形固定資産） 対投資額比率	<u>0.004471</u>	—

改正後

別表第4の3（第6条関係）費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
加入者交換機施設保全費対投資額比率（二次係数）	<u>-15.82 フェムト</u>	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率（一次係数）	<u>0.04257</u>	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	<u>646</u>	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	<u>276,779,503</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	<u>261,569,080</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	<u>271,347,209</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	<u>275,693,044</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	<u>264,828,456</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	<u>275,693,044</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	<u>280,038,879</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	<u>293,076,385</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	<u>289,817,008</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）	<u>285,471,173</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）	<u>306,113,890</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）	<u>318,064,937</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）	<u>340,880,571</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）	<u>319,151,396</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）	<u>274,606,585</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）	<u>285,471,173</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）	<u>295,249,302</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）	<u>285,471,173</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）	<u>313,719,102</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）	<u>290,903,467</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県）	<u>294,162,844</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県）	<u>306,113,890</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛知県）	<u>295,249,302</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（三重県）	<u>294,162,844</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（滋賀県）	<u>289,817,008</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府）	<u>285,471,173</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府）	<u>297,422,220</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県）	<u>290,903,467</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県）	<u>289,817,008</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山県）	<u>285,471,173</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県）	<u>263,741,998</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県）	<u>262,655,539</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県）	<u>275,693,044</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県）	<u>264,828,456</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県）	<u>268,087,833</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県）	<u>277,865,962</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県）	<u>276,779,503</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県）	<u>272,433,668</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県）	<u>272,433,668</u>	円

改正前

別表第4の3（第6条関係）費用算定に用いる数値

項目	数値	単位
加入者交換機施設保全費対投資額比率（二次係数）	<u>-0.0491 フェムト</u>	—
加入者交換機施設保全費対投資額比率（一次係数）	<u>0.04284</u>	—
加入者交換機加入者回線当たり施設保全費	<u>661</u>	円/回線
加入者交換機都道府県別施設保全費（北海道）	<u>291,149,107</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（青森県）	<u>276,063,460</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岩手県）	<u>285,346,935</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮城県）	<u>289,988,672</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（秋田県）	<u>279,544,763</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山形県）	<u>289,988,672</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福島県）	<u>294,630,410</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（茨城県）	<u>312,036,926</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（栃木県）	<u>308,555,622</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（群馬県）	<u>303,913,885</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（埼玉県）	<u>325,962,138</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（千葉県）	<u>338,726,916</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（東京都）	<u>351,491,695</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（神奈川県）	<u>341,047,785</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（新潟県）	<u>287,667,804</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（富山県）	<u>299,272,147</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（石川県）	<u>300,432,582</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（福井県）	<u>296,951,279</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山梨県）	<u>334,085,179</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長野県）	<u>309,716,057</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岐阜県）	<u>305,074,319</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（静岡県）	<u>322,480,835</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛知県）	<u>312,036,926</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（三重県）	<u>310,876,491</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（滋賀県）	<u>301,593,016</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（京都府）	<u>306,234,754</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大阪府）	<u>318,999,532</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（兵庫県）	<u>302,753,451</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（奈良県）	<u>310,876,491</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（和歌山県）	<u>306,234,754</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鳥取県）	<u>280,705,197</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（島根県）	<u>279,544,763</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（岡山県）	<u>292,309,541</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（広島県）	<u>281,865,632</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（山口県）	<u>285,346,935</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（徳島県）	<u>294,630,410</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（香川県）	<u>288,828,238</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（愛媛県）	<u>288,828,238</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（高知県）	<u>288,828,238</u>	円

加入者交換機都道府県別施設保全費（福岡県）	<u>273,520,127</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（佐賀県）	<u>270,260,750</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長崎県）	<u>260,482,621</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（熊本県）	<u>259,396,162</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大分県）	<u>255,050,327</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮崎県）	<u>250,704,492</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鹿児島県）	<u>255,050,327</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（沖縄県）	<u>243,099,281</u>	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	<u>0.04348</u>	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	<u>0.02473</u>	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（北海道）	<u>142,863</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（青森県）	<u>135,112</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岩手県）	<u>140,095</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（宮城県）	<u>142,309</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（秋田県）	<u>136,773</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山形県）	<u>142,309</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福島県）	<u>144,524</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（茨城県）	<u>151,167</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（栃木県）	<u>149,506</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（群馬県）	<u>147,292</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（埼玉県）	<u>157,810</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（千葉県）	<u>163,900</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（東京都）	<u>175,525</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（神奈川県）	<u>164,453</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（新潟県）	<u>141,756</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（富山県）	<u>147,292</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（石川県）	<u>152,274</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福井県）	<u>147,292</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山梨県）	<u>161,685</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（長野県）	<u>150,060</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岐阜県）	<u>151,720</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（静岡県）	<u>157,810</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（愛知県）	<u>152,274</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（三重県）	<u>151,720</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（滋賀県）	<u>149,506</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（京都府）	<u>147,292</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（大阪府）	<u>153,381</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（兵庫県）	<u>150,060</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（奈良県）	<u>149,506</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（和歌山県）	<u>147,292</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（鳥取県）	<u>136,219</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（島根県）	<u>135,666</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岡山県）	<u>142,309</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（広島県）	<u>136,773</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山口県）	<u>138,434</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（徳島県）	<u>143,416</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（香川県）	<u>142,863</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（愛媛県）	<u>140,648</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（高知県）	<u>140,648</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福岡県）	<u>141,202</u>	円/km

加入者交換機都道府県別施設保全費（福岡県）	<u>289,988,672</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（佐賀県）	<u>286,507,369</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（長崎県）	<u>276,063,460</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（熊本県）	<u>274,903,025</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（大分県）	<u>270,261,288</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（宮崎県）	<u>265,619,550</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（鹿児島県）	<u>270,261,288</u>	円
加入者交換機都道府県別施設保全費（沖縄県）	<u>251,694,338</u>	円
中継交換機施設保全費対投資額比率	<u>0.04687</u>	—
伝送装置施設保全費対投資額比率	<u>0.02474</u>	—
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（北海道）	<u>146,472</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（青森県）	<u>138,979</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岩手県）	<u>143,590</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（宮城県）	<u>145,896</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（秋田県）	<u>140,708</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山形県）	<u>145,896</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福島県）	<u>148,201</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（茨城県）	<u>156,847</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（栃木県）	<u>155,118</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（群馬県）	<u>152,813</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（埼玉県）	<u>163,764</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（千葉県）	<u>170,104</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（東京都）	<u>176,444</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（神奈川県）	<u>171,257</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（新潟県）	<u>144,743</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（富山県）	<u>150,507</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（石川県）	<u>151,083</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福井県）	<u>149,354</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山梨県）	<u>167,798</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（長野県）	<u>155,694</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岐阜県）	<u>153,389</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（静岡県）	<u>162,035</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（愛知県）	<u>156,847</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（三重県）	<u>156,271</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（滋賀県）	<u>151,660</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（京都府）	<u>153,965</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（大阪府）	<u>160,305</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（兵庫県）	<u>152,236</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（奈良県）	<u>156,271</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（和歌山県）	<u>153,965</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（鳥取県）	<u>141,285</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（島根県）	<u>140,708</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（岡山県）	<u>147,049</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（広島県）	<u>141,861</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（山口県）	<u>143,590</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（徳島県）	<u>148,201</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（香川県）	<u>145,320</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（愛媛県）	<u>145,320</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（高知県）	<u>145,320</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費（福岡県）	<u>145,896</u>	円/km

メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	<u>139,541</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	<u>134,559</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	<u>134,005</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	<u>131,791</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	<u>129,576</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	<u>131,791</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	<u>125,701</u>	円/km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	<u>258</u>	円/回線
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	<u>29,320</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	<u>27,729</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	<u>28,752</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	<u>29,207</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	<u>28,070</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	<u>29,207</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	<u>29,661</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	<u>31,024</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	<u>30,684</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	<u>30,229</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	<u>32,388</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	<u>33,638</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	<u>36,024</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	<u>33,751</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	<u>29,093</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	<u>30,229</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	<u>31,252</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	<u>30,229</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	<u>33,183</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	<u>30,797</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	<u>31,138</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	<u>32,388</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	<u>31,252</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	<u>31,138</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	<u>30,684</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	<u>30,229</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	<u>31,479</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	<u>30,797</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	<u>30,684</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	<u>30,229</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	<u>27,957</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	<u>27,843</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	<u>29,207</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	<u>28,070</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	<u>28,411</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	<u>29,434</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	<u>29,320</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	<u>28,866</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	<u>28,866</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	<u>28,979</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	<u>28,638</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	<u>27,616</u>	円/km

メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	<u>144,167</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	<u>138,979</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(熊本県)	<u>138,403</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(大分県)	<u>136,097</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(宮崎県)	<u>133,792</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(鹿児島県)	<u>136,097</u>	円/km
メタルケーブル延長1km当たり施設保全費(沖縄県)	<u>126,875</u>	円/km
メタルケーブル加入者回線当たり施設保全費	<u>263</u>	円/回線
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(北海道)	<u>30,061</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(青森県)	<u>28,523</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岩手県)	<u>29,469</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(宮城県)	<u>29,942</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(秋田県)	<u>28,878</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山形県)	<u>29,942</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福島県)	<u>30,416</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(茨城県)	<u>32,190</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(栃木県)	<u>31,835</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(群馬県)	<u>31,362</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(埼玉県)	<u>33,610</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(千葉県)	<u>34,911</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(東京都)	<u>36,212</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(神奈川県)	<u>35,147</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(新潟県)	<u>29,706</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(富山県)	<u>30,889</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(石川県)	<u>31,007</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福井県)	<u>30,652</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山梨県)	<u>34,438</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長野県)	<u>31,953</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岐阜県)	<u>31,480</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(静岡県)	<u>33,255</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛知県)	<u>32,190</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(三重県)	<u>32,072</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(滋賀県)	<u>31,125</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(京都府)	<u>31,599</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(大阪府)	<u>32,900</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(兵庫県)	<u>31,244</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(奈良県)	<u>32,072</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(和歌山県)	<u>31,599</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(鳥取県)	<u>28,996</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(島根県)	<u>28,878</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(岡山県)	<u>30,179</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(広島県)	<u>29,114</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(山口県)	<u>29,469</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(徳島県)	<u>30,416</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(香川県)	<u>29,824</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(愛媛県)	<u>29,824</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(高知県)	<u>29,824</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(福岡県)	<u>29,942</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(佐賀県)	<u>29,588</u>	円/km
加入系光ケーブル延長1km当たり施設保全費(長崎県)	<u>28,523</u>	円/km

加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>27,502</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>27,048</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>26,593</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>27,048</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>25,798</u>	円/km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	<u>258</u>	円/回線
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	<u>181,797</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	<u>171,841</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	<u>178,242</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	<u>181,086</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	<u>173,975</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	<u>181,086</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	<u>183,931</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	<u>192,465</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	<u>190,331</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	<u>187,487</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>200,999</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	<u>208,821</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	<u>223,756</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>209,532</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	<u>180,375</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	<u>187,487</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	<u>193,887</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	<u>187,487</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	<u>205,977</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	<u>191,042</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>193,176</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	<u>200,999</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	<u>193,887</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	<u>193,176</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>190,331</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	<u>187,487</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	<u>195,309</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>191,042</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>190,331</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	<u>187,487</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>173,263</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	<u>172,552</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	<u>181,086</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	<u>173,975</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	<u>176,108</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	<u>182,509</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	<u>181,797</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>178,953</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	<u>178,953</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	<u>179,664</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>177,530</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	<u>171,130</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>170,419</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>167,574</u>	円/km

加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>28,405</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>27,931</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>27,458</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>27,931</u>	円/km
加入系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>26,039</u>	円/km
加入系光ケーブル加入者回線当たり施設保全費	<u>263</u>	円/回線
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	<u>193,167</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	<u>183,196</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	<u>189,332</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	<u>192,400</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	<u>185,497</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	<u>192,400</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	<u>195,469</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	<u>206,974</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	<u>204,673</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	<u>201,605</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>216,179</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	<u>224,616</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	<u>233,054</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>226,150</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	<u>190,866</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	<u>198,537</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	<u>199,304</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	<u>197,003</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	<u>221,548</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	<u>205,440</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>202,372</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	<u>213,878</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	<u>206,974</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	<u>206,207</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>200,071</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	<u>203,139</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	<u>211,577</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>200,838</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>206,207</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	<u>203,139</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>186,264</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	<u>185,497</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	<u>193,934</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	<u>187,031</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	<u>189,332</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	<u>195,469</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	<u>191,633</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>191,633</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	<u>191,633</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	<u>192,400</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>190,099</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	<u>183,196</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>182,429</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>179,361</u>	円/km

中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>164,730</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>167,574</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>159,751</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	<u>337,192</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	<u>318,161</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	<u>330,395</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	<u>335,833</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	<u>322,239</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	<u>335,833</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	<u>341,270</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	<u>357,582</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	<u>353,504</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	<u>348,067</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>373,894</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	<u>388,847</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	<u>417,393</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>390,206</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	<u>334,473</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	<u>348,067</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	<u>360,301</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	<u>348,067</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	<u>383,409</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	<u>354,863</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>358,941</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	<u>373,894</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	<u>360,301</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	<u>358,941</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>353,504</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	<u>348,067</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	<u>363,019</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>354,863</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>353,504</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	<u>348,067</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>320,880</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	<u>319,521</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	<u>335,833</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	<u>322,239</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	<u>326,317</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	<u>338,551</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	<u>337,192</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>331,755</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	<u>331,755</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	<u>333,114</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>329,036</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	<u>316,802</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>315,443</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>310,005</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>304,568</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>310,005</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>295,053</u>	円/km

中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>176,292</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>179,361</u>	円/km
中継系光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>167,088</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (北海道)	<u>347,479</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (青森県)	<u>328,945</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岩手県)	<u>340,350</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮城県)	<u>346,053</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (秋田県)	<u>333,222</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山形県)	<u>346,053</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福島県)	<u>351,756</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (茨城県)	<u>373,142</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (栃木県)	<u>368,865</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (群馬県)	<u>363,162</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (埼玉県)	<u>390,251</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (千葉県)	<u>405,934</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (東京都)	<u>421,617</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (神奈川県)	<u>408,785</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (新潟県)	<u>343,202</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (富山県)	<u>357,459</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (石川県)	<u>358,885</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福井県)	<u>354,608</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山梨県)	<u>400,231</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長野県)	<u>370,291</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岐阜県)	<u>364,588</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (静岡県)	<u>385,974</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛知県)	<u>373,142</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (三重県)	<u>371,716</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (滋賀県)	<u>360,311</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (京都府)	<u>366,014</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大阪府)	<u>381,697</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (兵庫県)	<u>361,736</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (奈良県)	<u>371,716</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (和歌山県)	<u>366,014</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鳥取県)	<u>334,648</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (島根県)	<u>333,222</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (岡山県)	<u>348,905</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (広島県)	<u>336,073</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (山口県)	<u>340,350</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (徳島県)	<u>351,756</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (香川県)	<u>344,628</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (愛媛県)	<u>344,628</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (高知県)	<u>344,628</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (福岡県)	<u>346,053</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (佐賀県)	<u>341,776</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (長崎県)	<u>328,945</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (熊本県)	<u>327,519</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (大分県)	<u>321,816</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (宮崎県)	<u>316,113</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (鹿児島県)	<u>321,816</u>	円/km
海底光ケーブル延長 1 km 当たり施設保全費 (沖縄県)	<u>299,004</u>	円/km

管路延長 km 当たり施設保全費	62,573	円/km
中口径管路亘長 km 当たり施設保全費	62,573	円/km
とう道亘長 km 当たり施設保全費	62,573	円/km
共同溝亘長 km 当たり施設保全費	62,573	円/km
自治体管路延長 km 当たり施設保全費	62,573	円/km
電線共同溝延長 km 当たり施設保全費	62,573	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.04650	—
可搬型発動発電機施設保全費対投資額比率	0.04650	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01823	—
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	0.1505	—
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（二次係数）	-15.82 フェムト	—
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（一次係数）	0.04257	—
監視設備（中継交換機）施設保全費対投資額比率	0.04348	—
監視設備（市外線路）市外線路延長 km 当たり施設保全費	7,023	円/km
監視設備（市内線路）市内線路延長 km 当たり施設保全費	1,426	円/km
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.02473	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01823	—
構築物施設保全費対投資額比率	0	—
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	—
車両施設保全費対投資額比率	0.03551	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.002284	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア）施設保全費対投資額比率	0	—
無形固定資産（その他の無形固定資産）施設保全費対投資額比率	0	—
電柱 1 本当たり道路占用料	357	円/本
管路 1 km 当たり道路占用料	39,612	円/km
中口径管路 1 km 当たり道路占用料	395,248	円/km
とう道 1 km 当たり道路占用料	808,229	円/km
情報ボックス 1 km 当たり道路占用料	4,254	円/km
自治体管路 1 km 当たり道路占用料	4,254	円/km
電線共同溝 1 km 当たり道路占用料	4,254	円/km
き線点遠隔収容装置 1 台当たり道路占用料	61	円/台
主配線盤端末回線側比率	0.5	—
光ケーブル成端架端末回線側比率	0.5	—
機械設備撤去費用対投資額比率	0.002499	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.006491	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002060	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.000878	—
可搬型発動発電機撤去費用対投資額比率	0.002499	—
建物撤去費用対投資額比率	0.001270	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.002144	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.000529	—
車両撤去費用対投資額比率	0.0004418	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.0008911	—
試験研究費対直接費比率	0.03806	—
1 回線当たり接続関連事務費	0	円/回線
1 回線当たり専用型接続関連事務費	0	円/回線
1 回線当たり専用回線管理運営費	3,530	円/回線
管理共通費比率	0.1504	—
専用型速度換算係数	200	—
専用型 52M 収容回線数	672	回線

管路延長 km 当たり施設保全費	63,260	円/km
中口径管路亘長 km 当たり施設保全費	63,260	円/km
とう道亘長 km 当たり施設保全費	63,260	円/km
共同溝亘長 km 当たり施設保全費	63,260	円/km
自治体管路延長 km 当たり施設保全費	63,260	円/km
電線共同溝延長 km 当たり施設保全費	63,260	円/km
電力設備施設保全費対投資額比率	0.04727	—
可搬型発動発電機施設保全費対投資額比率	0.04727	—
機械室建物施設保全費対投資額比率	0.01953	—
監視設備（総合監視）施設保全費対投資額比率	0.1545	—
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（二次係数）	-0.0491 フェムト	—
監視設備（加入者交換機）施設保全費対投資額比率（一次係数）	0.04284	—
監視設備（中継交換機）施設保全費対投資額比率	0.04687	—
監視設備（市外線路）市外線路延長 km 当たり施設保全費	7,593	円/km
監視設備（市内線路）市内線路延長 km 当たり施設保全費	1,520	円/km
監視設備（伝送無線機械）施設保全費対投資額比率	0.02474	—
共通用建物施設保全費対投資額比率	0.01953	—
構築物施設保全費対投資額比率	0	—
機械及び装置施設保全費対投資額比率	0	—
車両施設保全費対投資額比率	0.03565	—
工具、器具及び備品施設保全費対投資額比率	0.002355	—
無形固定資産（交換機ソフトウェア）施設保全費対投資額比率	0	—
無形固定資産（その他の無形固定資産）施設保全費対投資額比率	0	—
電柱 1 本当たり道路占用料	376	円/本
管路 1 km 当たり道路占用料	42,848	円/km
中口径管路 1 km 当たり道路占用料	428,365	円/km
とう道 1 km 当たり道路占用料	865,339	円/km
情報ボックス 1 km 当たり道路占用料	4,554	円/km
自治体管路 1 km 当たり道路占用料	4,554	円/km
電線共同溝 1 km 当たり道路占用料	4,554	円/km
き線点遠隔収容装置 1 台当たり道路占用料	63	円/台
主配線盤端末回線側比率	0.5	—
光ケーブル成端架端末回線側比率	0.5	—
機械設備撤去費用対投資額比率	0.001923	—
市外線路撤去費用対投資額比率	0.005508	—
市内線路撤去費用対投資額比率	0.002135	—
土木設備撤去費用対投資額比率	0.0007496	—
可搬型発動発電機撤去費用対投資額比率	0.001923	—
建物撤去費用対投資額比率	0.001253	—
構築物撤去費用対投資額比率	0.001872	—
機械及び装置撤去費用対投資額比率	0.0006769	—
車両撤去費用対投資額比率	0	—
工具、器具及び備品撤去費用対投資額比率	0.001233	—
試験研究費対直接費比率	0.03807	—
1 回線当たり接続関連事務費	0	円/回線
1 回線当たり専用型接続関連事務費	0	円/回線
1 回線当たり専用回線管理運営費	3,421	円/回線
管理共通費比率	0.1533	—
専用型速度換算係数	206	—
専用型 52M 収容回線数	672	回線

端末系交換回数比例比率	0.1496	—
中継系交換回数比例比率	0.2999	—
経済的耐用年数		
交換機	28	年
局設置遠隔収容装置	24.9	年
局設置簡易遠隔収容装置	13.5	年
伝送装置	21.7	年
き線点遠隔収容装置	13.5	年
無線伝送装置	9	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	29.1	年
地下メタルケーブル	38.4	年
陸上架空光ケーブル	17.6	年
陸上地下光ケーブル	23.7	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	60.5	年
中口径管路	60.5	年
とう道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	60.5	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	9	年
電力設備（電源装置）	6	年
電力設備（発電装置）	15	年
電力設備（受電装置）	9	年
可搬型発動発電機	15	年
機械室建物	24.1	年
監視設備（総合監視）	9	年
監視設備（加入者交換機）	10.6	年
監視設備（中継交換機）	10.5	年
監視設備（伝送無線機械）	10.8	年
監視設備（市外線路）	14.1	年
監視設備（市内線路）	17.4	年
共通用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	15.6	年
無形固定資産（その他の無形固定資産）	5.2	年

端末系交換回数比例比率	0.1837	—
中継系交換回数比例比率	0.3229	—
経済的耐用年数		
交換機	27.2	年
局設置遠隔収容装置	23.9	年
局設置簡易遠隔収容装置	13.5	年
伝送装置	20.5	年
き線点遠隔収容装置	13.5	年
無線伝送装置	9	年
通信衛星設備	9	年
架空メタルケーブル	28.4	年
地下メタルケーブル	37.7	年
陸上架空光ケーブル	15.1	年
陸上地下光ケーブル	21.2	年
海底光ケーブル	26.5	年
電柱	21.2	年
管路	60.1	年
中口径管路	60.1	年
とう道	75	年
共同溝	75	年
電線共同溝	60.1	年
無線アンテナ	24.3	年
無線鉄塔	24.3	年
空調設備	9	年
電力設備（電源装置）	6	年
電力設備（発電装置）	15	年
電力設備（受電装置）	9	年
可搬型発動発電機	15	年
機械室建物	24.1	年
監視設備（総合監視）	9	年
監視設備（加入者交換機）	10.6	年
監視設備（中継交換機）	10.5	年
監視設備（伝送無線機械）	10.8	年
監視設備（市外線路）	14.1	年
監視設備（市内線路）	17.4	年
共通用建物	23.1	年
構築物	15.8	年
機械及び装置	10.7	年
車両	5	年
工具、器具及び備品	5.5	年
無形固定資産（交換機ソフトウェア）	14.7	年
無形固定資産（その他の無形固定資産）	5.2	年

改正後

別表第6 (第19条関係)
様式第1
第1表

通信量記録 都道府県別通信量							
都道府県	同一単 位料 金区 域内 通信 回数	同一中 継区 域内 単 位料 金区 域間 通信 回数	加入者 交換 機接 続通 信回 数	年度分			
				中継交換機接続通信回数(加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信回数(加入者交換機を経由しないもの)	同一単 位料 金区 域内 通信 時間	同一中 継区 域内 単 位料 金区 域間 通信 時間
	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間(加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信時間(加入者交換機を経由しないもの)				

注1 音声伝送役務(加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービス及びその他の役務(網使用料及び業務委託))について記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

改正前

別表第6 (第19条関係)
様式第1
第1表

通信量記録 都道府県別通信量						
都道府県	同一単 位料 金区 域内 通 信回 数	同一中 継区 域内 単 位料 金区 域間 通 信回 数	加入者 交換 機接 続通 信回 数	年度分		
				中継交換機接続通信回数	同一単 位料 金区 域内 通 信時 間	同一中 継区 域内 単 位料 金区 域間 通 信時 間
	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間				

注1～注3 (同左)

第2表

通信量記録 単位料金区域別通信量等							
単位料金区域	同一単位料金区域内通信回数	同一中継区域内単位料金区域間通信回数	加入者交換機接続通信回数	中継交換機接続通信回数(加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信回数(加入者交換機を経由しないもの)	年度分	
						同一単位料金区域内通信時間	同一中継区域内単位料金区域間通信時間
	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間(加入者交換機を経由するもの)	中継交換機接続通信時間(加入者交換機を経由しないもの)	電話呼率	総合デジタル通信サービス呼率	PHS呼率	自ユニット折返し比率

注1 音声伝送役務（加入電話、公衆電話及び総合デジタル通信サービス及びその他の役務（網使用料及び業務委託））について記録すること。

注2 各欄には、通信回数は1,000回、通信時間は1,000時間を単位として記録すること。

注3 同一単位料金区域内通信回数の欄には発信回数を、同一単位料金区域内通信時間の欄には発信時間を記録することとし、その他の欄には発着信回数又は発着信時間を記録すること。

第3表（略）

第2表

通信量記録 単位料金区域別通信量等						
単位料金区域	同一単位料金区域内通信回数	同一中継区域内単位料金区域間通信回数	加入者交換機接続通信回数	中継交換機接続通信回数	同一単位料金区域内通信時間	同一中継区域内単位料金区域間通信時間
	加入者交換機接続通信時間	中継交換機接続通信時間	電話呼率	総合デジタル通信サービス呼率	PHS呼率	自ユニット折返し比率

注1～注3（同左）

第3表（略）

様式第2
第1表 (略)
第2表

回線数記録 単位料金区域別通信量等							
年度末現在							
単位料金区域	住宅用加入電話回線数	事務用加入電話回線数	低速専用線回線数	高速専用線回線数	第一種公衆電話回線数	第一種デジタル公衆電話回線数	第二種公衆電話回線数
	第二種デジタル公衆電話回線数	住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数	事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数	第二種総合デジタル通信サービス回線数	低速専用線加入者交換機折返し比率	高速専用線加入者交換機折返し比率	A T M データ伝送加入者交換機折返し比率
	A T M 専用線加入者交換機折返し比率						

注1 (略)

注2 第一種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第一種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第二種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種公衆電話以外のものにつき記録することとし、第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種デジタル公衆電話以外のものにつき記録すること。

注3 第二種公衆電話回線数の欄及び第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、平時に避難所として指定されている場所等にあらかじめ加入者回線を設置し、災害等が発生した際に電話機を接続して通話の用に供されるものを含めること。

注4 (略)

第3表～第6表 (略)

様式第2
第1表 (略)
第2表

回線数記録 単位料金区域別通信量等							
年度末現在							
単位料金区域	住宅用加入電話回線数	事務用加入電話回線数	低速専用線回線数	高速専用線回線数	第一種公衆電話回線数	第一種デジタル公衆電話回線数	第二種公衆電話回線数
	第二種デジタル公衆電話回線数	住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数	事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数	第二種総合デジタル通信サービス回線数	低速専用線加入者交換機折返し比率	高速専用線加入者交換機折返し比率	A T M データ伝送加入者交換機折返し比率
	A T M 専用線加入者交換機折返し比率						

注1 (略)

注2 第一種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活上の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第一種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって社会生活の安全及び戸外での最低限の通信手段を確保する観点から設置されるものにつき記録することとし、第二種公衆電話回線数の欄には、契約約款において公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種公衆電話以外のものにつき記録することとし、第二種デジタル公衆電話回線数の欄には、契約約款においてデジタル公衆電話サービスと規定するサービスであって第一種デジタル公衆電話以外のものにつき記録すること。

注3 (略)

第3表～第6表 (略)

○接続料規則の一部を改正する省令（平成十七年総務省令第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 ～ 6 (略)</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、事業者は、<u>平成三十一年三月三十一日</u>までの間、その提供する電気通信役務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 前項の加算は、<u>平成三十一年三月三十一日</u>までの間、次の要件を確保するものでなければならない。</p> <p>一 ～ 六 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 前項の加算は、<u>平成三十一年三月三十一日</u>までの間、次の要件を確保するものでなければならない。</p> <p>一 ～ 五 (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 事業者は、法第三十二条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）、二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八</p>	<p>附 則</p> <p>1 ～ 6 (略)</p> <p>7 前項の規定にかかわらず、事業者は、<u>平成二十八年三月三十一日</u>までの間、その提供する電気通信役務に関する料金に及ぼす影響を緩和するため、第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものとの接続に関する接続料の原価の一部を加入者交換機能の接続料の原価に加算することができる。</p> <p>8・9 (略)</p> <p>10 前項の加算は、<u>平成二十八年三月三十一日</u>までの間、次の要件を確保するものでなければならない。</p> <p>一 ～ 六 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 前項の加算は、<u>平成二十八年三月三十一日</u>までの間、次の要件を確保するものでなければならない。</p> <p>一 ～ 五 (略)</p> <p>13 (略)</p> <p>14 事業者は、法第三十二条第五項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能（新規則第四条の表一の項（基地局設備用端末回線伝送機能に限る。）、二の項（加入者交換機能のうち同表備考二のイ及びロの機能、信号制御交換機能並びに優先接続機能を除く。）、四の項、五の項、六の項（一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。）及び八</p>

の項に限る。)に係る通信量等については、平成三十一年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

15・16 (略)

17 平成三十一年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。)及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

18・19 (略)

の項に限る。)に係る通信量等については、平成二十八年三月三十一日までの間、新規則第十九条の規定により記録された通信量等に代えて、当該変更が適用される年度の前年度の下半期と当該変更が適用される年度の上半期の通信量等の合算値を用いることができる。

15・16 (略)

17 平成二十八年三月三十一日までの間、事業者は、自らが持株会社の子会社であつて、かつ、当該持株会社の他の子会社として他の事業者が存在する場合は、第四条の表二の項、三の四の項、四の項、五の項、六の項(一般光信号中継伝送機能及び特別光信号中継伝送機能を除く。)及び八の項の機能に係る接続料が、当該機能と同等の機能について当該他の事業者が取得すべき接続料と同額となるよう、当該機能に係る接続料の原価及び通信量等を当該他の事業者のものと合算して算定するものとする。

18・19 (略)

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第五項までの規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 総務大臣は、この省令の施行の日前においても、この省令による改正後の接続料規則（以下「新規則」という。）に適合する手順を定める、接続料規則第六条第一項の規定による通知を行うことができる。

3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、この省令の施行の際現に認可を受けている電気通信事業法第三十三条第二項の規定による接続約款（附則第五項において「接続約款」という。）について、新規則の規定に適合させるため、この省令の施行の前においても同条第二項の規定に基づく変更の認可申請をすることができる。

4 総務大臣は、前項の申請が新規則の規定に適合している場合は、この省令の施行の日前においても、当該申請を認可することができる。

(経過措置)

5 附則第三項の申請に対する認可の日がこの省令の施行の日後となる場合における接続約款は、当該認可の日までの間は、新規則の規定に適合しているものとみなす。